



地域脱炭素の取組について

2025年9月9日

環境省 中部地方環境事務所
地域脱炭素創生室



- 1. 気候危機の現状**
- 2. 脱炭素社会に向けた国の政策動向**
- 3. 地域で広がる脱炭素化の動き**
- 4. 地域脱炭素化に向けた環境省の支援策**
 - (1) 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域づくり
 - (2) 脱炭素で快適な暮らし・ライフスタイルの実現
 - (3) 企業・バリューチェーンの脱炭素経営の推進
 - (4) 地域・暮らしを支える物流・交通の脱炭素化の推進
- 5. 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）**

- 中部地方環境事務所は、全国に8カ所設置されている環境省の地方機関のひとつ。
- 管轄区域は**富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県**の7県。
- 令和4年4月、各地方環境事務所長直轄の「**地域脱炭素創生室**」を創設。

地域脱炭素創生室の主な業務

1. 地域脱炭素化のための取組支援

地域特性に応じてモデル的な脱炭素化に取り組む「脱炭素先行地域」をはじめ、地域における脱炭素化の取組について企画から実行まで伴走支援。

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく取組支援

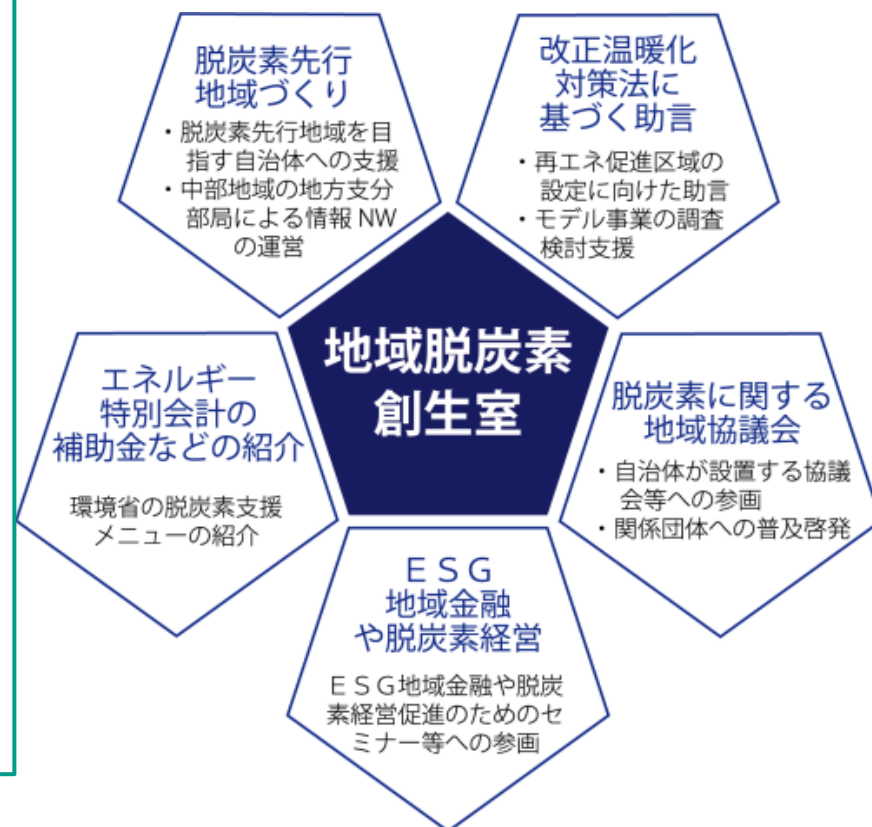
地方公共団体における「地方公共団体実行計画」の策定や、地域再エネの最大限導入に向けた再エネ促進区域の設定等について助言を行う。

3. 地域ステークホルダーの連携促進

地域の脱炭素や持続可能な地域づくりに向け、様々なステークホルダー（地方公共団体、民間企業、金融機関等）に対し、国の補助制度に係る相談を受け付けるとともに、ステークホルダー間の連携を促進。

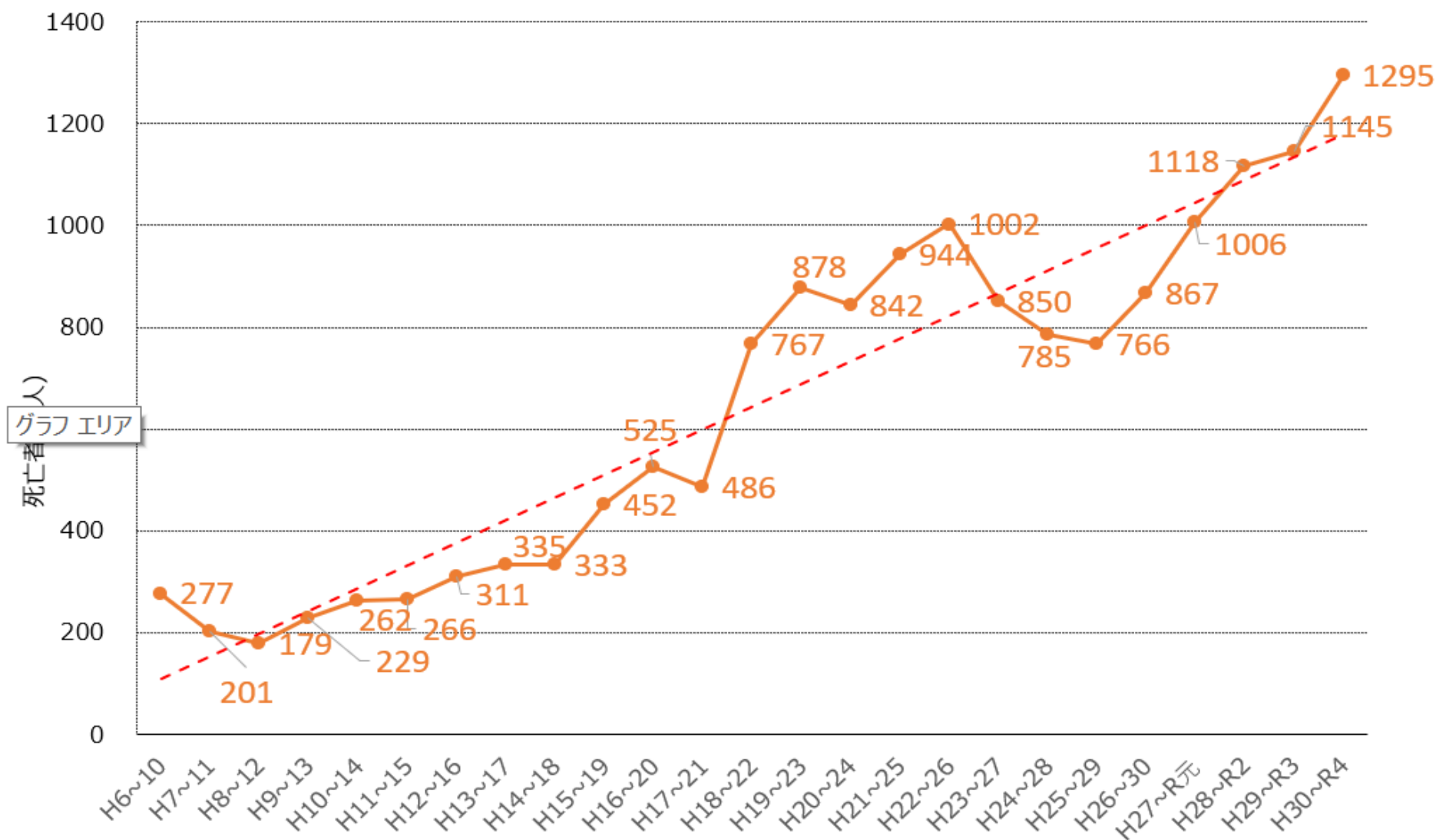
4. イベント等の開催

国の施策や予算などの情報発信や、地域のニーズにあったセミナー・意見交換会等を開催。



1 .気候危機の現状

近年、日本国内で熱中症死亡者が増えている（5年移動平均）



H : 平成 R : 令和

出典：人口動態統計より環境省作成
(令和4年は概数)

既に起こりつつある/近い将来起こりうる気候変動の影響

農林水産業

高温による生育障害や品質低下が発生

- 既に全国で、白未熟粒（デンプンの蓄積が不十分なため、白く濁って見える米粒）の発生など、高温により品質が低下。

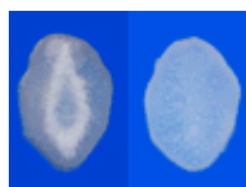


図 水稻の「白未熟粒」(左)と「正常粒」(右)の断面
(写真提供：農林水産省)

- 果実肥大期の高温・多雨により、果皮と果肉が分離し、品質が低下。

図 うんしゅうみかんの浮皮
(写真提供：農林水産省)



自然生態系

サンゴの白化ニホンライチョウの生息域減少



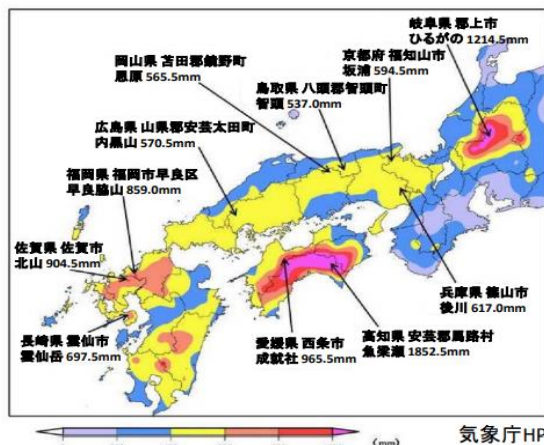
図 サンゴの白化
(写真提供：環境省)



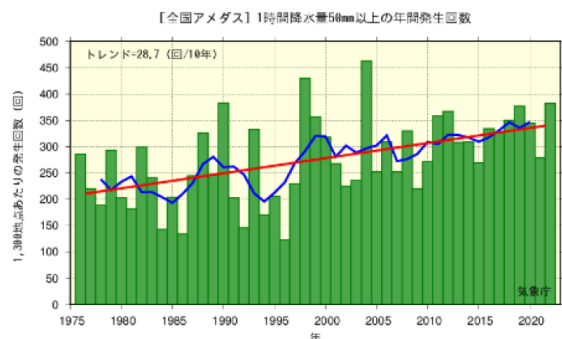
図 ニホンライチョウ
(写真提供：環境省)

自然災害

平成30年7月には、西日本の広い範囲で記録的な豪雨



短時間強雨の観測回数は増加傾向が明瞭

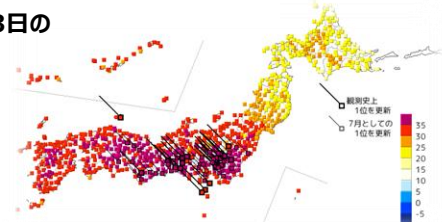


(出典：気候変動監視レポート2022 (気象庁))

健康（熱中症・感染症）

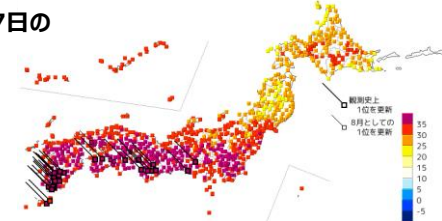
平成30年7月
埼玉県熊谷市で観測史上最高の41.1℃を記録
7/16-22の熱中症による救急搬送人員数は過去最多

2018年7月23日の
日最高気温
(出典：気象庁)



令和2年8月
静岡県浜松市で観測史上最高に並ぶ41.1℃を記録

2020年8月17日の
日最高気温
(出典：気象庁)



デング熱の媒介生物である
ヒトスジシマカの分布北上



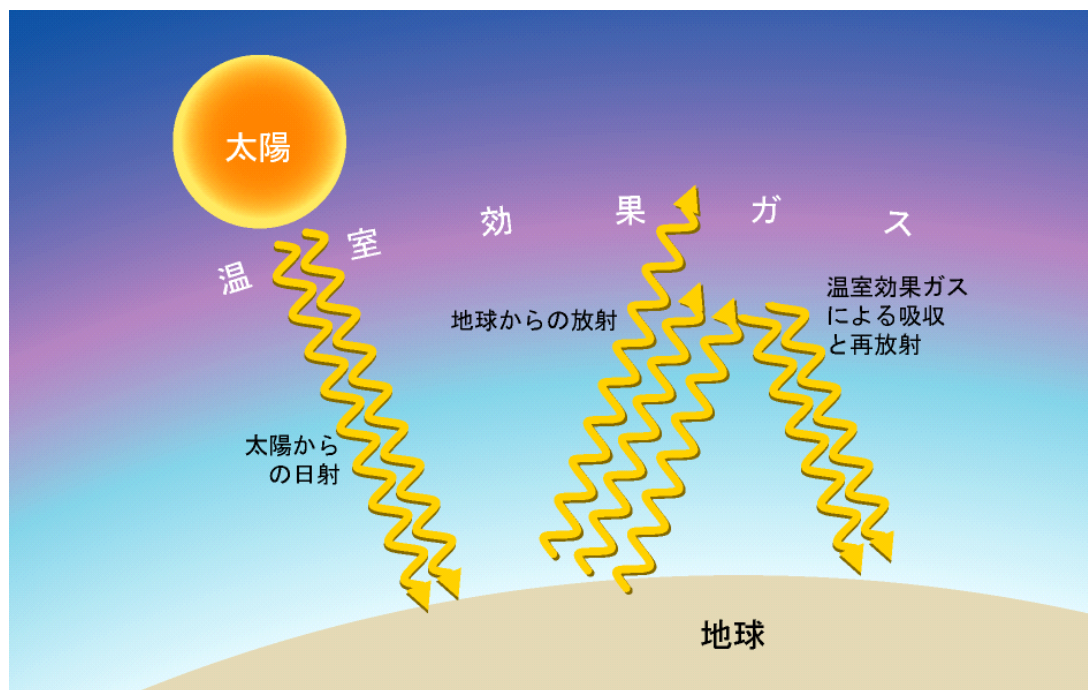
図 ヒトスジシマカ
(写真提供：国立感染症研究所
昆虫医科学部)

今後の豪雨災害等の更なる頻発化・激甚化の懸念

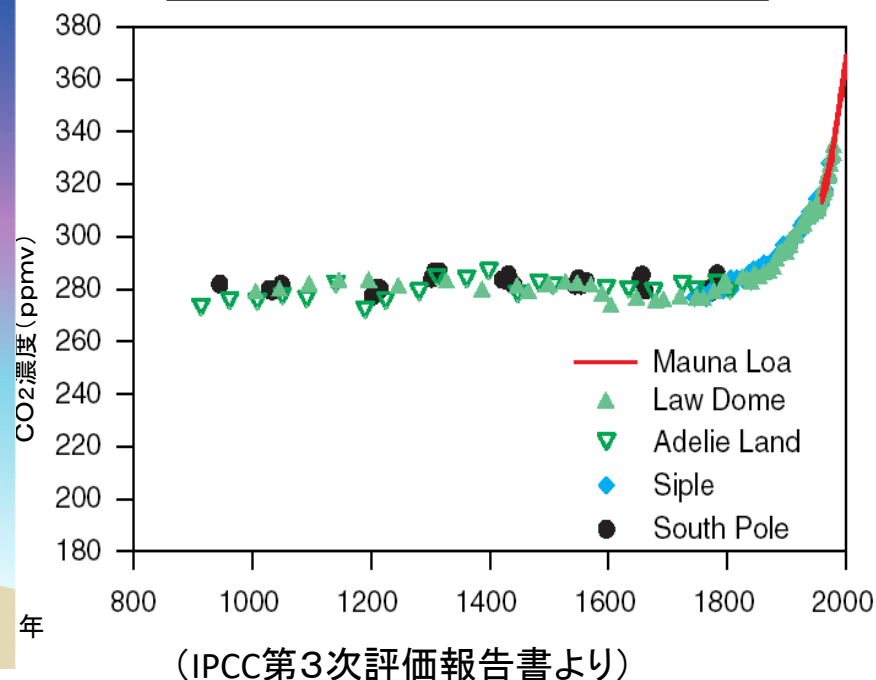
地球温暖化のメカニズム

大気中のCO₂等の温室効果ガスは、地表から宇宙空間へ逃げていく熱(赤外線)の一部を吸収、再放射し、再び地表を暖める「温室効果」を持つ。

CO₂は物の燃焼、特に石油、石炭などの化石燃料の使用に伴い発生。CO₂濃度は産業革命以前は安定していたが、その後、現在までに3割増。有史以来、最高の値。280ppm(1750年)→417.9ppm(2022年)

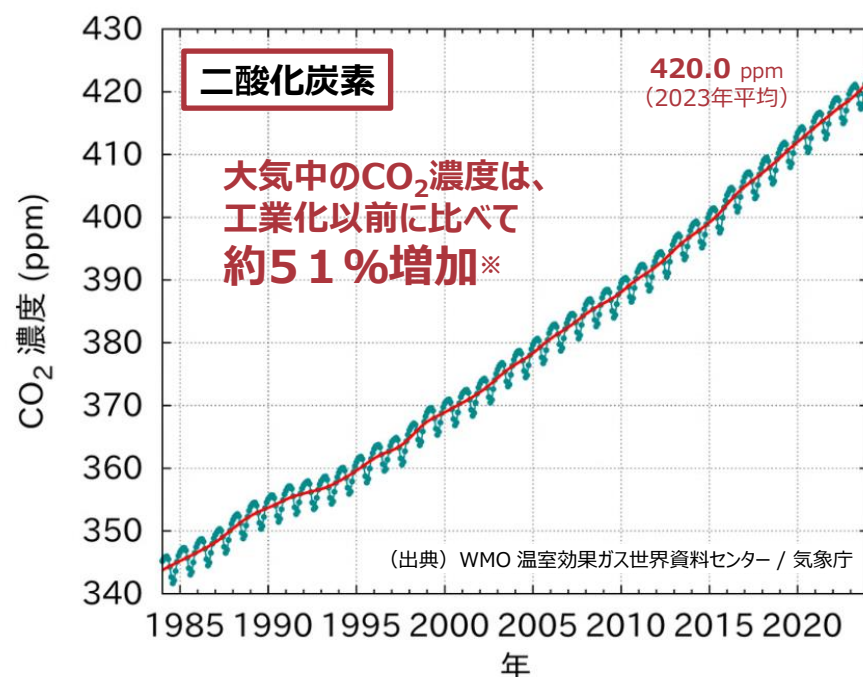


大気中のCO₂濃度の推移



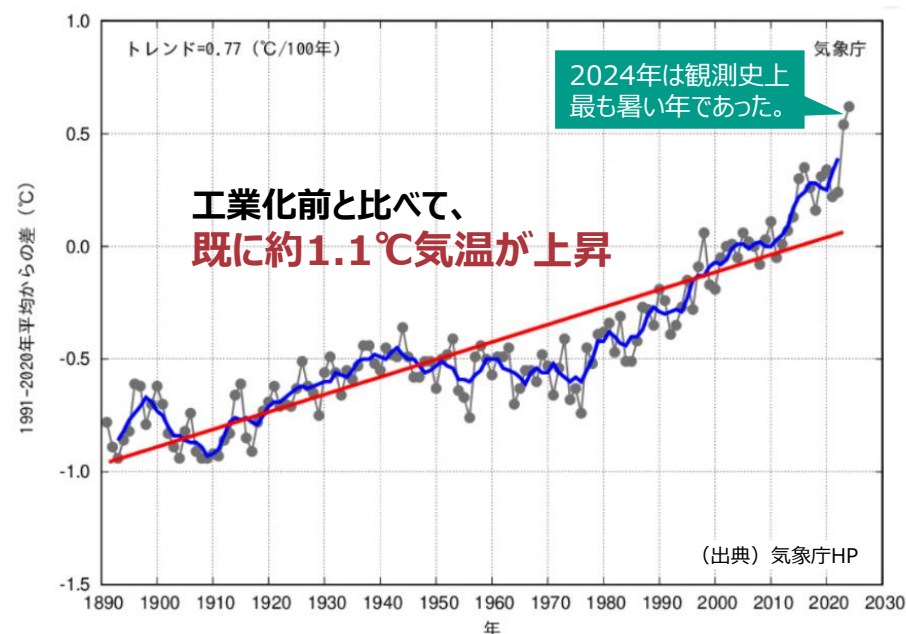
- 20世紀以降、化石燃料の使用増大等に伴い、世界のCO₂排出は大幅に増加し、大気中の**CO₂濃度が年々増加**。
- 世界気象機関（WMO）は、**2024年が観測史上最も暑い年**であり、世界全体の年平均気温が産業革命以前と比べて**1.55℃上昇**したと発表した（2025年1月）。

全球大気平均CO₂濃度



※工業化以前（1750年）の大気中のCO₂濃度の平均的な値を約278ppmと比較して算出

世界の年平均気温の変化



IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の科学的知見



- IPCCは、WMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）により1988年に設置された政府間組織であり、世界の政策決定者等に対し、科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援。
- これまでに6次にわたり評価報告書を作成・公表。直近の第6次評価報告書の概要は以下の通り。

第6次評価サイクルの成果

1.5℃特別報告書：2018年10月公表

- ・ 現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示した。
- ・ 各国の**2050年カーボンニュートラル宣言及びパリ協定の1.5℃目標の科学的根拠**を提供。

第1作業部会（WG1）報告書：2021年8月公表

- ・ 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると断定**※。

※ 2013年の第5次評価報告書では、「可能性が極めて高い（95%以上）」とされていた。

第2作業部会（WG2）報告書：2022年2月公表

- ・ 「**人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている**」と言及された。

第3作業部会（WG3）報告書：2022年4月公表

- ・ オーバーシュートしない又は限られたオーバーシュートを伴って温暖化を1.5℃に抑える経路と、温暖化を2℃に抑える即時の行動を想定した経路では、**世界のGHG排出量は、2020年から遅くとも2025年以前にピークに達すると予測される**。

統合報告書：2023年3月公表

- ・ 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、**短期（多くのシナリオでは2030年代前半）のうちに1.5℃に到達すること、温暖化を1.5℃又は2℃に抑えるには、急速かつ大幅で、ほとんどの場合緊急の温室効果ガスの排出削減が必要**であるとの見解を示した。

極端現象の種類※1、2		現在 (+1℃)	+1.5℃	+2.0℃	+4.0℃
	極端な高温 (10年に1回の現象)	2.8倍	4.1倍	5.6倍	9.4倍
	極端な高温 (50年に1回の現象)	4.8倍	8.6倍	13.9倍	39.2倍
	大雨 (10年に1回の現象)	1.3倍	1.5倍	1.7倍	2.7倍
	干ばつ※3 (10年に1回の現象)	1.7倍	2.0倍	2.4倍	4.1倍

IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書を元に作成
(1850～1900年における頻度を基準とした増加を評価)

※1：温暖化の進行に伴う極端現象の頻度と強度の増加についての可能性又は確信度：
極端な高温は「可能性が非常に高い（90-100%）」
大雨、干ばつは5段階中2番目に高い「確信度が高い」

※2：極端現象の分析対象の地域：極端な高温と大雨は「世界全体の陸域」を対象とし、
干ばつは「乾燥地域のみ」を対象としている。

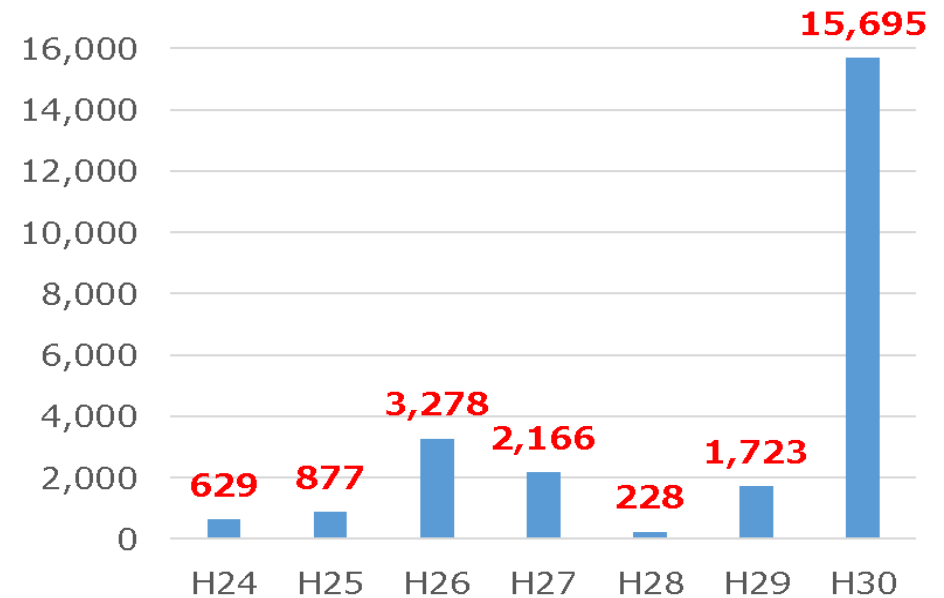
※3：ここでは農業と生態系に悪影響を及ぼす干ばつを指す。

直面する「気候危機」

- 国内外で深刻な気象災害が多発、さらに気象災害のリスクが高まる
- 世界では2000以上の国、自治体等が気候非常事態である旨を決議
- 2020年11月、日本でも国会において「気候非常事態宣言」を決議



▲ 令和元年東日本台風による被害の様子
＜長野県長野市千曲川＞



※地震災害を除く

- 平成30年度は、損害保険会社の自然災害の保険金支払額が、西日本豪雨等の自然災害によって過去最高額となった

※ 地震災害除く

出所: 一般社団法人日本損害保険協会ホームページを基に環境省作成

気候危機は今や地域が直面する課題

2. 脱炭素社会に向けた国の政策動向

脱炭素化が世界的な潮流に

2015年12月 パリ協定が採択（COP21）

- ・ **2℃目標(1.5℃に抑える努力を継続)**、今世紀後半に**温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡**を達成
- ・ 適応、資金、能力構築、技術、透明性等、全ての国の関心を盛り込んだ包括的な内容
- ・ 5年ごとのサイクル

2018年10月 IPCC1.5℃特別報告書公表

■1.5℃特別報告書：2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1度温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5度まで上昇する可能性が高いこと、**1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなる必要がある**との見解を示す。

2018年12月 COP24

- ・ **パリ協定ルールブックの合意**（市場メカニズムルールを除く）

2021年11月 COP26

- ・ **パリ協定ルールブックの完成**（COP24で合意できなかった市場メカニズムルールの合意）
- ・ グラスゴー気候合意（**1.5℃目標の達成に向けた野心の向上**、適応、資金、損失と損害、実施 等）

2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

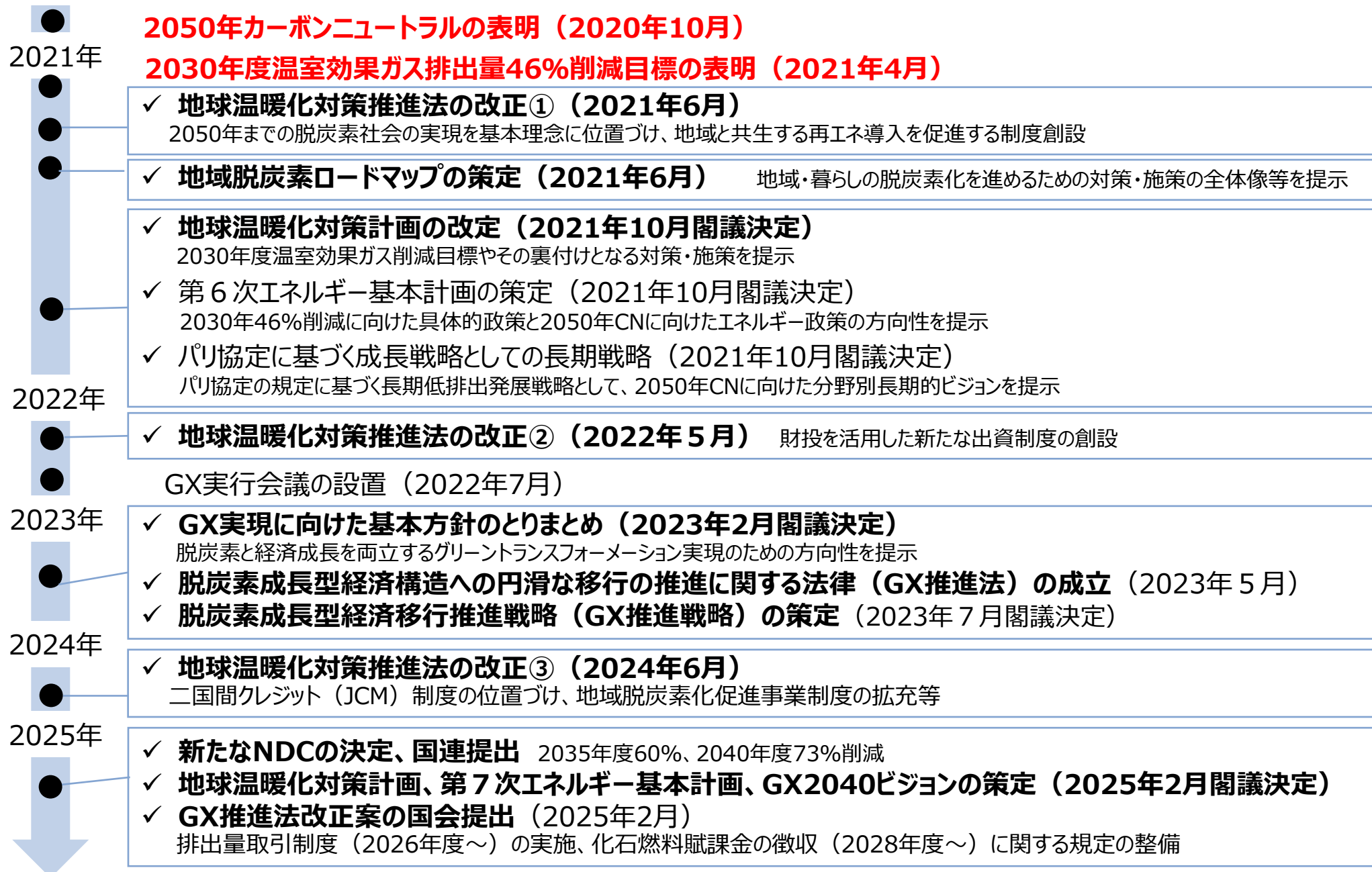
- 2020年10月26日に行われた第203回国会における菅元内閣総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅元総理より「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」とし、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。



地球温暖化対策を
日本の成長戦略へ

◀地球温暖化対策推進本部（首相官邸HPより）

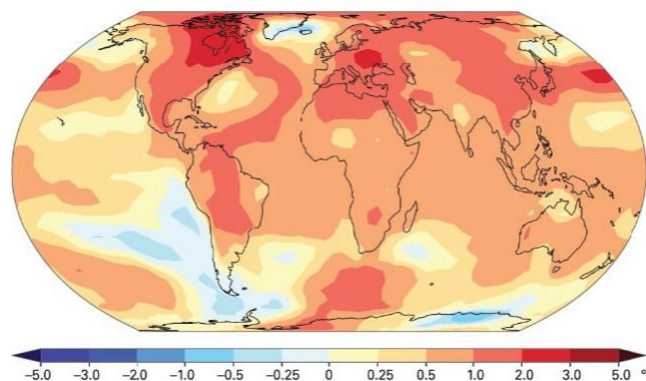
2050年カーボンニュートラルの実現に向けたこれまでの取組



我が国の地球温暖化対策の目指す方向

- 2025年1月に米国がパリ協定からの脱退を表明したが、我が国としては、**脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、2050年炭素中立（ネット・ゼロ）の実現に向けた取組**を着実に進めていく。
- 2025年2月、「エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」と同時に、「**地球温暖化対策計画**」を閣議決定。**2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減**することを目指す。

- 世界気象機関（WMO）は、2024年が観測史上最も暑い年となり、世界の平均気温が工業化前と比べて約1.55℃上昇と、単年ではあるが初めて1.5℃を超えたことを発表。
- 我が国においても、夏（6月～8月）の平均気温平年差は、1946年の統計開始以降、西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイとなり、5月から9月までの全国の熱中症救急搬送人員は、調査開始以降、最も多い搬送人数。



1991-2020年の平均気温に対する2024年の平均気温の偏差

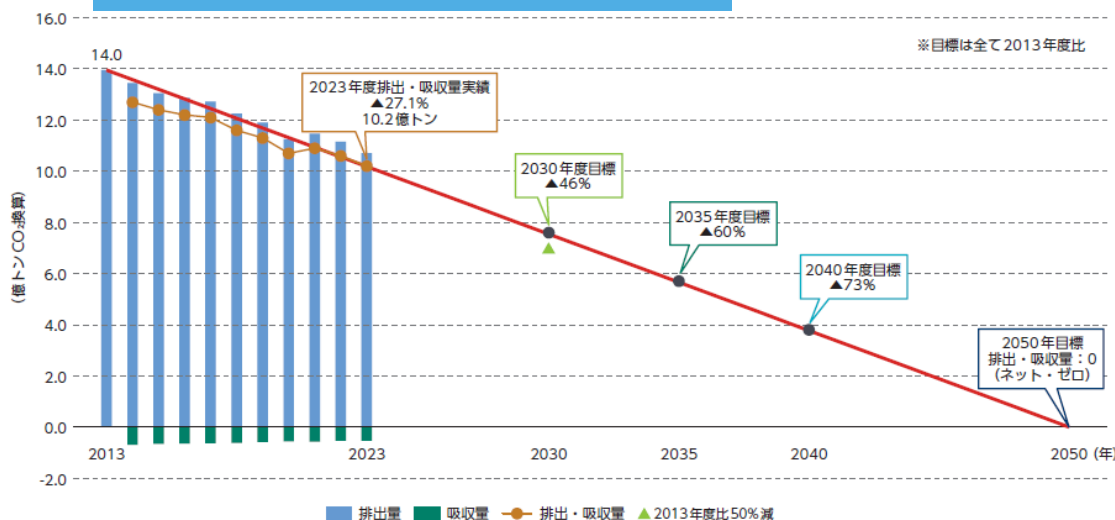
資料：「WMO State of the Global Climate 2024」

COP29における浅尾慶一郎環境大臣による閣僚級セッションでのスピーチ



資料：環境省

我が国の新たな削減目標（NDC）



資料：環境省

GX（需要創出に向けた政策支援）

- **国民・需要家への導入支援**
くらし分野における既存の需要対策技術の導入支援に加え、新たな需要拡大に繋がるペロブスカイト太陽電池等の新技術への補助を実施。
- **カーボンフットプリント表示製品の普及**
業界、製品種毎のカーボンフットプリントの算定・表示ルールの方策定及び人材育成の支援、CFP認知度向上。
- **国民運動「デコ活」**
官民連携プロジェクト等により、あらゆる生活領域における脱炭素に資するGX製品・サービス等の普及・浸透。
- **公共部門による率先調達**
グリーン購入法や政府実行計画等の枠組みを活用した公共部門でのGX製品等の脱炭素型製品・サービスを率先調達。

「環境価値を活用した経済全体の高付加価値化」を進めるため、**環境価値の見える化・情報提供を通じ、消費者の意識・行動変革を促す。**また、**自然再興・炭素中立・循環経済の各分野及びこれらの統合的推進のための様々な技術的課題等を解決するイノベーションの創出と社会実装を行うスタートアップに対する支援が重要。**

環境スタートアップ大賞環境大臣賞（2023年度）GaiaVision

洪水シミュレーション技術や、気候データ分析技術を活用した気候変動リスク分析プラットフォーム「Climate Vision」やリアルタイム洪水予報ソリューション「Water Vision」は拠点のリスク管理やグローバルサステナビリティ開示対応を行う製造・物流・金融業界等で広く利用されている。

Water Vision

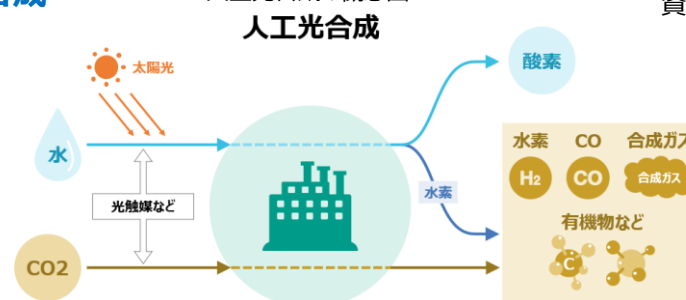


資料：Gaia Vision

人工光合成

人工光合成の概念図

資料：環境省



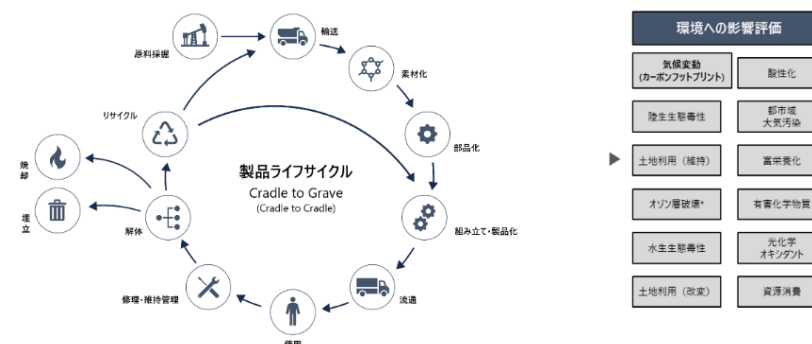
太陽光と水を用いて、エネルギー蓄積反応を利用し、CO₂が発生しない水素等のエネルギーやCO₂還元生成物であるオレフィン等の有用化合物を合成する技術。環境省においても、人工光合成技術を活用したCO₂電解技術の開発・実証を進めている。

EPD（Environmental Product Declaration；環境製品宣言） LCAとカーボンフットプリント

ライフサイクルで製品の環境負荷を定量的に評価する手法

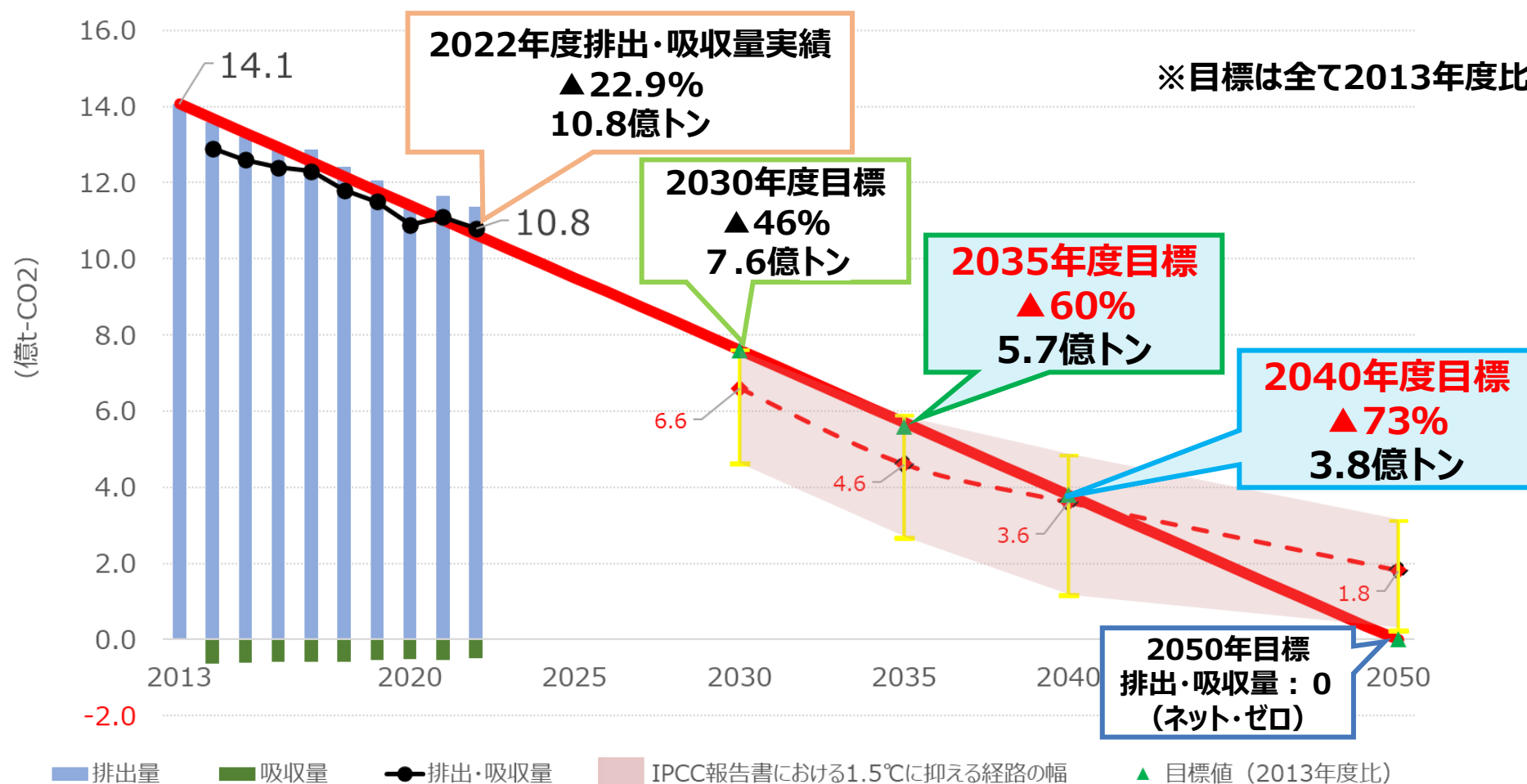
資料：一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）

- ISO14040及びISO14044を基盤とするLCA手法
- ゆりかごから墓場まで（Cradle to Grave）、ライフサイクル全体で製品環境影響を科学的に定量評価
- カーボンフットプリントは、気候変動に関する環境影響評価をさす。



我が国の排出・吸収量の状況及び新たな削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 新たな削減目標については、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

※1 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。

※2 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

※3 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

※4 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

地球温暖化対策推進法の概要



1. 法目的、基本理念

- 【法目的】 気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する措置等により、地球温暖化対策の推進を図る。
- 【基本理念】温暖化対策の推進は、我が国における2050年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会）の実現を旨として、行わなければならない。

2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 政府による地球温暖化対策計画の策定 ※計画に対する進捗状況を毎年度点検。計画は3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣 副本部長：官房長官、環境大臣、経済産業大臣）

3. 温室効果ガスの排出の量の削減等のための個別施策

政府実行計画、地方公共団体実行計画

- 【政府実行計画】
- 政府自らの事務・事業における温室効果ガス排出の削減計画
- 【地方公共団体実行計画】
- 都道府県・市町村自らの事務・事業における温室効果ガス排出の削減計画（**事務事業編**）
 - 都道府県・政令市・中核市は、区域内の排出削減について、実施目標と計画を策定（**区域施策編**）。その他の市町村は努力義務
 - 区域施策編において、市町村（都道府県と共同策定も可※）は、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を定めるよう努める（**地域脱炭素化促進事業制度**） ※ 令和7年4月1日施行
 - 国による自治体に対する財政支援の努力義務

排出削減等指針

- 事業活動に伴う排出の削減（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出削減への寄与（利用等の排出量が小さい製品の製造、当該製品利用等の排出量の正確・適切な表示等）
- 上記2つの規定により事業者が講ずべき措置に関して、国が必要な指針を公表（産業部門・業務部門・廃棄物部門・日常生活部門の指針を策定済）

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、自らの排出量を算定し国に報告することを義務付け、報告された情報を国が公表
- 事業者単位での報告（※一定規模以上の事業所を持つ事業者は、当該事業所単独の排出量も報告）

株式会社脱炭素化支援機構

- 財政投融資と民間からの出資を活用し脱炭素化に資する事業を幅広く支援

地域地球温暖化防止活動推進センター等

- 全国地球温暖化防止活動推進センター（環境大臣が指定）
- 地域地球温暖化防止活動推進センター（都道府県知事等が指定）
- 地球温暖化防止活動推進員（都道府県知事等が委嘱）

森林等による吸収作用の保全等

- 政府・地方公共団体による温室効果ガスの吸収作用の保全・強化の企図

2国間クレジット制度（JCM）

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等
- 指定実施機関がJCMクレジットの発行、管理等を実施 ※令和7年4月1日施行

地球温暖化対策計画（2025年2月18日閣議決定）に位置付ける主な対策・施策



- 削減目標達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率改善**
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・暮らし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速（地域脱炭素ロードマップ）
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や地方公共団体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

《横断的取組》

- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、「**廃棄物処理×CCU**」の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔旧計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
- 建築物の建築
- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/
LED
- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
- ✓ **2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**
- GX製品
- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

- 地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法**第21条に基づき、**地球温暖化対策計画**に即して、**地方公共団体実行計画（地方公共団体の温室効果ガス削減計画）**を策定することとされている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）

公共施設における再エネ・省エネ設備導入など、**自らの事務及び事業**に関する温室効果ガス削減計画
（すべての地方公共団体に義務付け）

地方公共団体実行計画（区域施策編）

- ① 事業者・住民等の取組も含めた**区域全体の削減計画**。以下 4 項目の施策と、**施策の目標**を定める。
（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務。）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成
- ② **すべての市町村**は、①に加えて、**地域の再エネ事業（地域脱炭素化促進事業）**の実施に関する要件（対象となる区域（**促進区域**）、事業に求める**地域貢献の取組**等）を定めるよう努める。
また、要件を満たす**事業計画について認定**を行う。
- ③ **都道府県**は、①に加えて、市町村が促進区域を定める際の環境配慮の基準を定めることができる。
※令和 6 年度改正温対法により、令和 7 年 4 月から「地域の再エネ事業の実施に関する要件を市町村と共同策定」、「複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定等」が可能となる。

地方公共団体実行計画制度の施行状況



- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。**小規模な団体における策定・実行が課題。**

地方公共団体実行計画策定状況（2024年10月時点調査）

全ての地方公共団体へ
策定義務付け

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	176	176	100.0%	156	88.6%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	482	99.8%	317	65.6%
人口1万人以上3万人未満の市町村	452	434	96.0%	165	36.5%
人口1万人未満の市町村	525	446	85.0%	151	28.8%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,538	94.0%	789	48.2%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,690	94.5%	941	52.6%
地方公共団体の組合	1,509	654	43.3%		
計	3,297	2,344	71.1%		

都道府県、政令指定都市、
中核市、施行時特例市に
策定義務付け

3 .地域で広がる脱炭素化の動き

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティとは

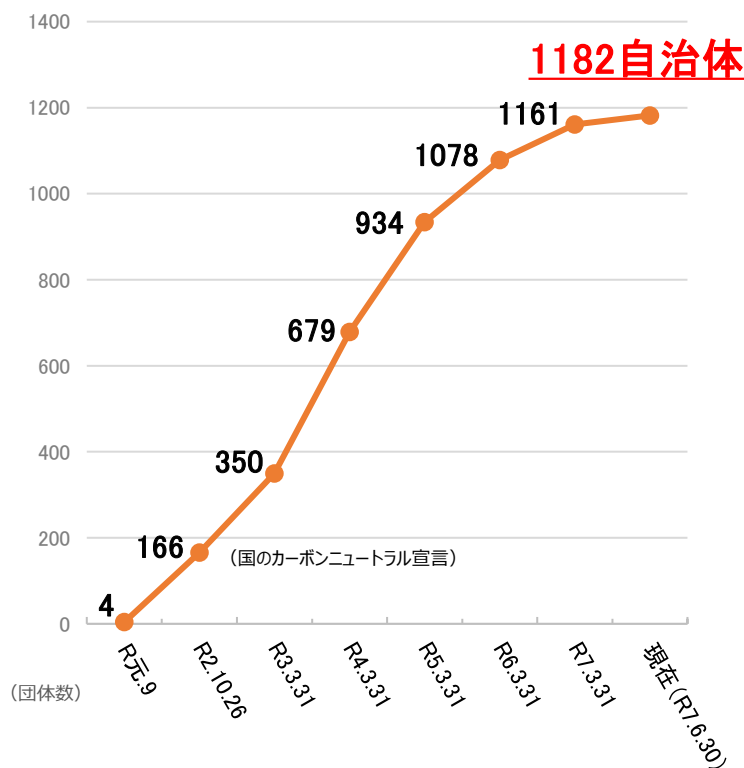
■ 環境省では、「2050 年に CO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体」を **ゼロカーボンシティ**として集計・公表している。

■ 2025年6月30日時点で**1182自治体**（46都道府県、655市、22特別区、398町、61村）がゼロカーボンシティを表明。前回(2025年3月31日)より**21**自治体増加。

新規表明自治体

新潟県 南魚沼市	山口県 美祢市
鳥取県 岩美町	山口県 岩国市
群馬県 伊勢崎市	北海道 蘭越町
群馬県 桐生市	千葉県 旭市
兵庫県 三木市	石川県 中能登町
福岡県 八女市	北海道 寿都町
香川県 綾川町	東京都 東大和市
鹿児島県 伊仙町	北海道 仁木町
北海道 神恵内村	東京都 立川市
神奈川県 愛川町	大分県 豊後大野市
北海道 新冠町	

宣言自治体数の推移



都道府県別表明割合

都道府県名	表明済合計	表明割合	都道府県名	表明済合計	表明割合
北海道	170	94%	滋賀県	10	50%
青森県	20	49%	京都府	20	74%
岩手県	26	76%	大阪府	33	75%
宮城県	21	58%	兵庫県	27	64%
秋田県	12	46%	奈良県	8	20%
山形県	26	72%	和歌山県	6	19%
福島県	25	42%	鳥取県	11	55%
茨城県	38	84%	島根県	14	70%
栃木県	26	100%	岡山県	20	71%
群馬県	22	61%	広島県	13	54%
埼玉県	53	83%	山口県	9	45%
千葉県	37	67%	徳島県	7	28%
東京都	52	83%	香川県	11	61%
神奈川県	29	85%	愛媛県	11	52%
新潟県	21	68%	高知県	20	57%
富山県	14	88%	福岡県	39	64%
石川県	15	75%	佐賀県	11	52%
福井県	12	67%	長崎県	15	68%
山梨県	28	100%	熊本県	29	63%
長野県	45	58%	大分県	12	63%
岐阜県	24	56%	宮崎県	18	67%
静岡県	25	69%	鹿児島県	32	73%
愛知県	33	60%	沖縄県	7	17%
三重県	25	83%			

※表明数は都道府県自体及び市区町村の合計

地域脱炭素（地域GX）

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、
バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

防災力・レジリエンス強化

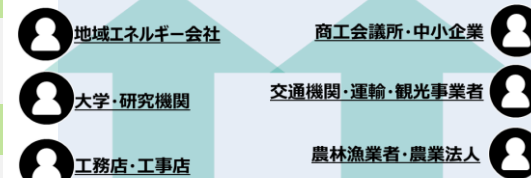
- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

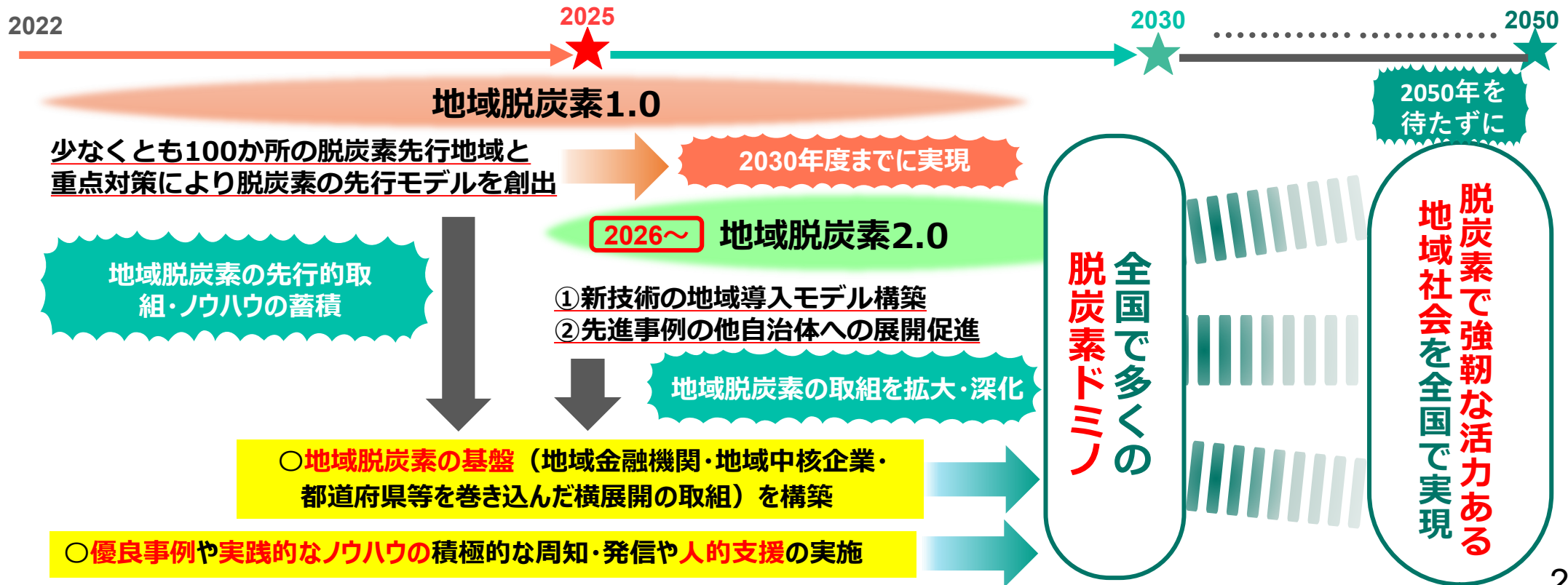
産官学金労言

地方公共団体・
金融機関
中核企業等が
主体的に参画



～地域裨益型・共生型で地方創生に資する地域脱炭素の推進～

- **脱炭素と地域課題解決の同時実現**のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現。 ※これまでに全国40道府県117市町村の88提案（40道府県71市37町9村）を選定。
- 2026年度以降は、①地域での産業育成や需要創出に向け、**新技術を地域に導入するモデルの構築**や、②地域金融機関、地域エネルギー会社等との連携や自治体間連携などの**脱炭素先行地域等での先進モデルを展開促進する事業**を実施し、**地域脱炭素の更なる拡大・深化**を図る。
- こうした事業を通じて得られる**優良事例や実践的なノウハウの積極的な周知・発信**や、地方公共団体等に対する**人的支援の実施**等により、地域脱炭素の全国展開につなげる。



脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第6回）

■ これまでに全国40道府県115市町村の**88提案**を選定（令和7年5月9日時点）。

脱炭素先行地域(88提案※)

※既に辞退している自治体は除く

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
25	19	16	12	9	7
(79)	(50)	(58)	(54)	(46)	(15)

中国ブロック(12提案、2県15市町村)

鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県
島根県 松江市、邑南町
岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
長崎県 長崎市・長崎県、五島市
熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
鹿児島県 日置市、知名町、和泊町
沖縄県 宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)

札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(12提案、2県17市町村)

富山県 高岡市
福井県 敦賀市、池田町・福井県
長野県 松本市、上田市、飯田市、小諸市、生坂村
岐阜県 高山市
愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
三重県 度会町他5町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)

青森県 佐井村
岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町
宮城県 仙台市、東松島市
秋田県 秋田県・秋田市、大潟村
山形県 米沢市・飯豊町・山形県
福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(16提案、1県17市町村)

茨城県 つくば市
栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市
群馬県 上野村
埼玉県 さいたま市
千葉県 千葉市、市川市、匝瑳市
神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
山梨県 甲斐市
静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市)

滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
京都府 京都市
大阪府 大阪市、堺市
兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)

高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、黒潮町
愛媛県 今治市・愛媛県

度会町：6町の地域連携で人材や資金を呼び込む！中山間地域一体の脱炭素・資源循環プロジェクト

脱炭素先行地域の対象：度会町中心エリア、多気町VISON周辺エリア

主なエネルギー需要家：住宅698戸、民間施設105箇所、公共施設15箇所

共同提案者：多気町、明和町、大台町、紀北町、大紀町、(一社)三重広域DXプラットフォーム、三重広域連携スーパーシティ推進協議会、(株)オリエンタルコンサルタンツ、(株)アドバンテック、シン・エナジー(株)、ヴィソン多気(株)、朝日ガスエナジー(株)、(株)三十三銀行、いせしま森林組合、(株)東出林業、(有)ナカムラ電気設備、自然応用科学(株)

取組の全体像

「デジタル田園都市国家構想推進交付金」等で、複数自治体が広域連携してデータ連携基盤やデジタル地域通貨等を実装しているエリアの**6町で地域新電力を設立**し、ノウハウや体制の共有などに**地域連携**で取り組み、効率的な脱炭素化と地域課題解決に取り組む。「度会町中心エリア」と「多気町VISON周辺エリア」で導入する木質バイオマス発電設備や廃棄物発電設備では**6町から未利用材や食品残渣などの地域資源を収集し、活用**することで、脱炭素と資源循環を促進。このほか、EVを活用した広域周遊観光にも取り組む等、**6町で共通する地域課題の解決に連携して取り組み**、地域活性化の実現を目指す。

1. 民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組

- ① **6町で地域新電力会社を設立**。まずは度会町・多気町の2町で電気小売、PPAやZEB・ZEH改修等を実施
- ② 「度会町中心エリア」で、**6町の未利用材等を供給する地域連携による木質バイオマス発電**(400kW)と太陽光発電(3,415kW)を導入。既存の電力システムを活用したマイクログリッドを構築
- ③ 「多気町VISON周辺エリア」で、太陽光発電(5,019kW)と、学校給食やVISONで発生する**食品残渣を活用した廃棄物発電**(50kW)を導入。自営線によるマイクログリッドを構築
- ④ **日光を遮って育成するかぶせ茶の特性を活用した茶畑へのソーラーシェアリング**(550kW)を導入



大型商業リゾート施設VISON

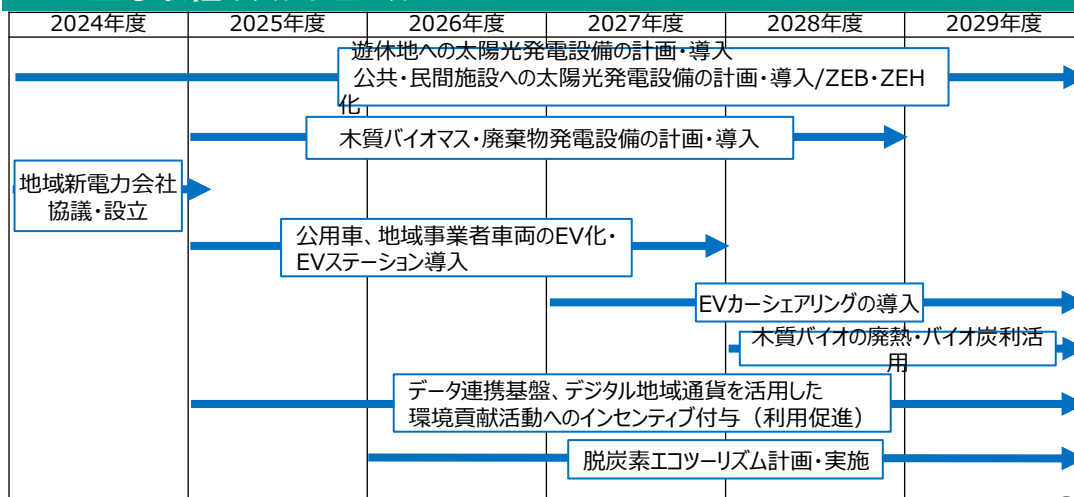
2. 民生部門電力以外の脱炭素化に関する主な取組

- ① デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して実装済みの観光ポータルや**デジタル地域通貨を活用**し、観光客や地域住民の排出量を低減させる行動に対し、**インセンティブを付与**
- ② **木質バイオマス発電**で発生するバイオ炭を肥料として活用することにより**CO2を貯留**するほか、栽培ハウスや福祉施設に**発生熱を供給**
- ③ 一大観光拠点であるVISONを中心として、日本自動車工業会のMSP構想との連携やEVを活用して6町が一体となって脱炭素ツーリズムを振興し、観光周遊を促進

3. 取組により期待される主な効果

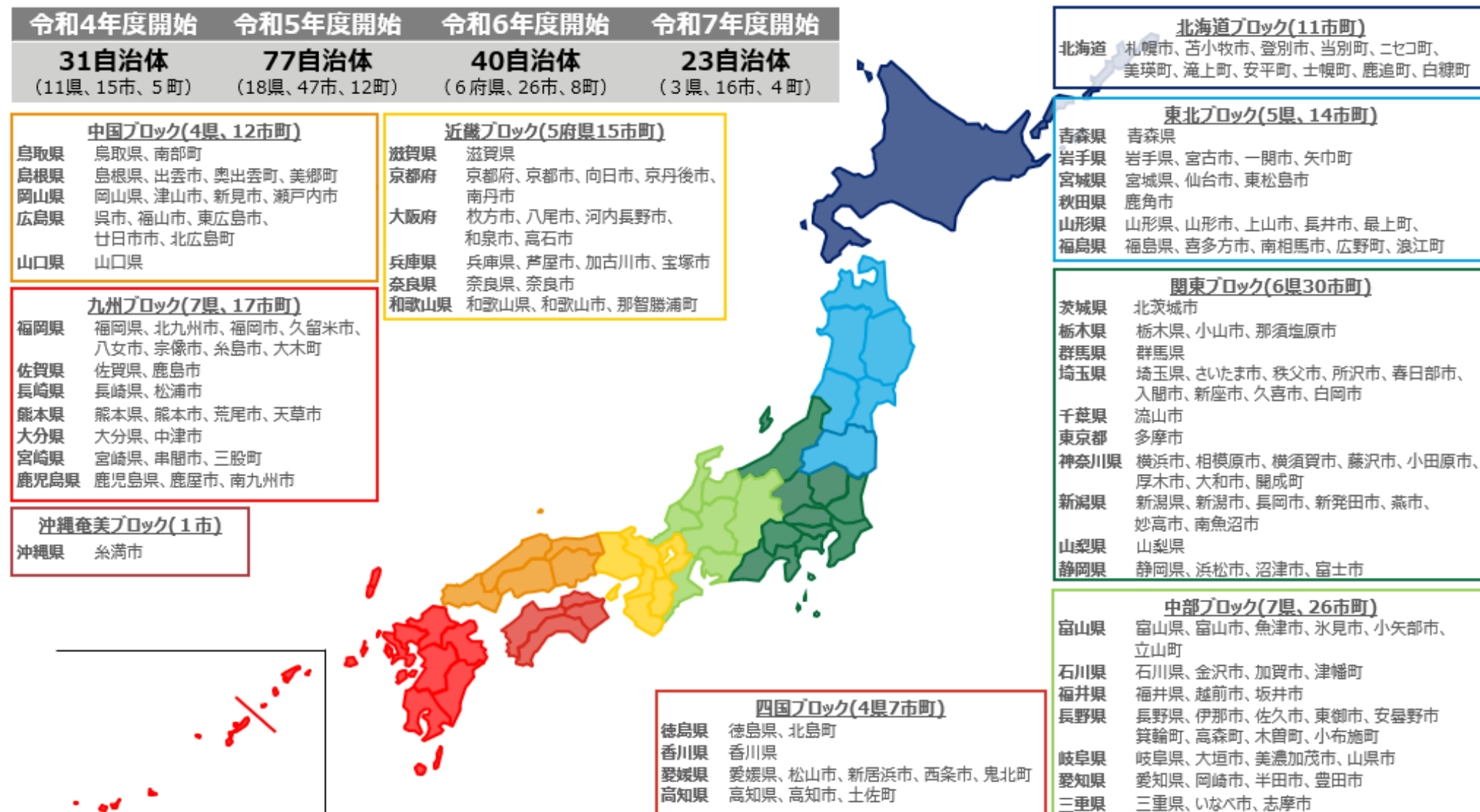
- ① **地域新電力**による度会町・多気町での電気小売、PPAやZEB・ZEH改修等の取組により得られた**知見・ノウハウや体制を6町で共有、展開**することで、効率的に**6町全域での脱炭素を推進**
- ② 度会町に整備する木質バイオマス発電設備や多気町に整備する廃棄物発電設備に対して**6町で連携して**間伐材や未利用材、食品残渣を供給することで、**地域の未利用資源の活用**を図るほか、**木質バイオマスサプライチェーンの構築**により地域の雇用の創出や**廃棄物輸送コストの低減**等に貢献
- ③ 周遊する交通手段や観光コンテンツの整備による交流・関係人口の増加

4. 主な取組のスケジュール



重点対策加速化事業の採択自治体（令和4～6年度）

■ これまでに**171団体（38府県、104市、29町）**を採択。



三重県：ミッションゼロ2050みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～



事業計画の特徴

- 家庭向けの太陽光発電設備及び蓄電池の間接補助事業※を、**市町を介して実施**することで、市町の地球温暖化対策の取組を強化するとともに、**三重県域全体へ太陽光発電設備等の普及拡大を効果的に実施**
- 工場・事業所向け**の太陽光発電設備及び蓄電池の間接補助事業を、**三重県地球温暖化防止活動推進センターを介して実施**することで、温室効果ガス削減等と**事業者及び住民に対する啓発・広報活動を同時に実現**
- スケールメリットを活かして価格低減を図る**太陽光発電設備等共同購入事業**と**本交付金を活用した間接補助事業を並行して実施**することで、**より一層の普及効果**を見込む

※重点対策加速化事業を実施しない市町が本補助制度の対象

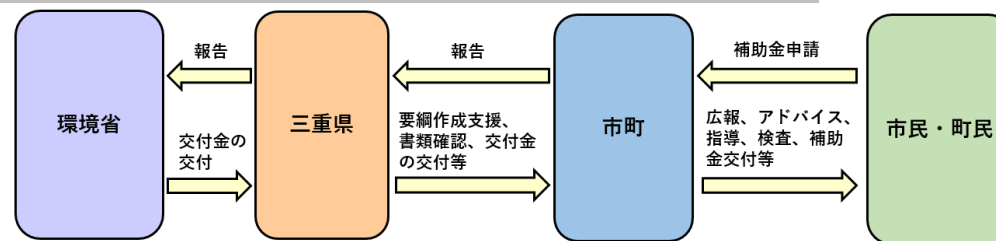
事業計画の概要（民間）			再エネ：8,391kW	再エネ：2,540kW
取組（個人）	規模	実績 ～R6年度		
太陽光発電設備の導入	・ 895件 ・ 3,818kW	・ 207件 ・ 1,089kW		
蓄電池の導入	・ 528件 ・ 3,837kWh	・ 189件 ・ 1,820kWh		
取組（事業者）	規模	実績 ～R6年度		
太陽光発電設備の導入	・ 90件 ・ 4,573kW	・ 32件 ・ 1,451kW		
蓄電池の導入	・ 22件 ・ 880kWh	・ 2件 ・ 32kWh		
事業計画の概要（公共）			再エネ：1,496kW	再エネ：284kW
取組	規模	実績 ～R6年度		
庁舎等への太陽光発電設備（PPA等）の導入	・ 45件 ・ 1,496kW	・ 7件 ・ 284kW		
蓄電池の導入	・ 5件 ・ 164kWh	・ 1件 ・ 30kWh		
警察署等の新築『ZEB』化	・ 10件	・ 0件		
駐在所のZEH化	・ 8件	・ 0件		
EVの導入	・ 2台	・ 2台		
外部給電器の導入	・ 2台	・ 2台		

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	事業費	交付金額	計画期間
9,887kW	108,346 t-CO2	40億円	13億円	令和5年度 ～ 令和9年度

取組のイメージ

事業スキーム：太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金事業



PPAによる太陽光発電設備等導入事業（総合博物館）



ゼロカーボンドライブ（人権センター）



三重県いなべ市：自治体新電力と取り組む再エネ促進による脱炭素プロジェクト

事業計画の特徴

- ・ 営農型太陽光発電設備、公共施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入を**PPA方式で地域エネルギー会社（自然電力いなべ株式会社）が実施し**、再エネの地産地消を進め、地域脱炭素の基盤を構築する。
- ・ また、**売電による収益を規模拡大に充てるとともに、市の福祉等へ還元**させ、地域経済循環の推進を図る。
- ・ 更に、**公共施設群のVPPを構築**することで、平常時は、自家消費・蓄電に加え余剰電力を活用して、**地域内の再エネの安定供給**が可能になる。非常時には、各指定避難場所における電力確保が可能となり**レジリエンスの強化**を図ることができる。

事業計画の概要（民間）		
再エネ：1,950kW		再エネ：150kW
取組（個人）	規模	実績 ～R6年度
太陽光発電設備の導入	・ 210件 ・ 1,050kW	・ 10件 ・ 50kW
蓄電池の導入	・ 118件 ・ 777kWh	・ 8件 ・ 52kWh
ZEH化への補助	・ 24件	・ 0件
既存住宅の断熱改修への補助	・ 100件	・ 0件
EVの導入	・ 9台	・ 0件
充放電設備の導入	・ 9基	・ 0基
取組（事業者）	規模	実績 ～R6年度
太陽光発電の導入	・ 81件 ・ 900kW	・ 1件 ・ 100kW
蓄電池の導入	・ 45件 ・ 620kWh	・ 0件 ・ 0kWh
事業計画の概要（公共）		
再エネ：3,150kW		再エネ：60kW
取組	規模	実績 ～R6年度
学校施設等への太陽光発電設備の導入（PPA等）	・ 8件 ・ 650kW	・ 2件 ・ 60kW
蓄電池の導入	・ 7件 ・ 630kWh	・ 2件 ・ 240kWh
営農型太陽光発電設備の導入	・ 2件 ・ 2,500kW	・ 0件 ・ 0kW
EV、PHEV、FCVの導入	・ 18台	・ 5台
EVスクールバス導入	・ 2台	・ 0台
充放電設備等の導入	・ 13基	・ 5基

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	事業費	交付金額	計画期間
5,355kW	57,549 t-CO2	14.2億円	7.4億円	令和6年度 ～ 令和10年度

取組のイメージ

石榑小学校（太陽光発電設備設置）



藤原小学校（太陽光発電設備設置）



温泉施設（太陽光発電設備設置予定）



営農型PV設置予定地



三重県志摩市：「ゼロカーボン・パークしま」の構築に向けた重点対策加速化事業計画

事業計画の特徴

- ・ 市の陸域全域が国立公園に指定された本市において、「**小規模太陽光発電設備ガイドライン**」を策定し、**自然環境や景観に最大限配慮**し、これまで市有施設にて再エネ導入を進めてきたが、ゼロカーボンパークで脱炭素化を促進するために、**個人、事業者向けの補助制度を構築**し、本交付金により自然環境や景観に配慮した屋根置き太陽光発電導入の促進などを行い、民間におけるCO2排出量削減を図る。
- ・ 市庁舎、学校施設、文化・スポーツ施設等への屋根置きによる太陽光発電設備の導入を行うほか、**防災拠点となる施設については、併せて蓄電池を導入することにより防災力の向上**を図る。

事業計画の概要（民間）

再エネ：824kW 再エネ：44kW

取組（個人）	規模	実績 ～R6年度
太陽光発電設備の導入	・ 129件 ・ 644kW	・ 9件 ・ 44kW
蓄電池の導入	・ 10件 ・ 79.5kWh	・ 7件 ・ 64.5Wh
高効率空調設備の導入	・ 261件	・ 191件
EVの導入	・ 9台	・ 0台

取組（事業者）

取組（事業者）	規模	実績 ～R6年度
太陽光発電設備の導入	・ 9件 ・ 180kW	・ 0件 ・ 0kW
蓄電池の導入	・ 3件 ・ 300kWh	・ 0件 ・ 0kWh
高効率空調設備の導入	・ 50件	・ 27件
高効率照明機器の導入	・ 18件	・ 6件
EVの導入	・ 15台	・ 0台
EVバスの導入	・ 3台	・ 0台
充放電設備の導入	・ 3台	・ 0台

事業計画の概要（公共）

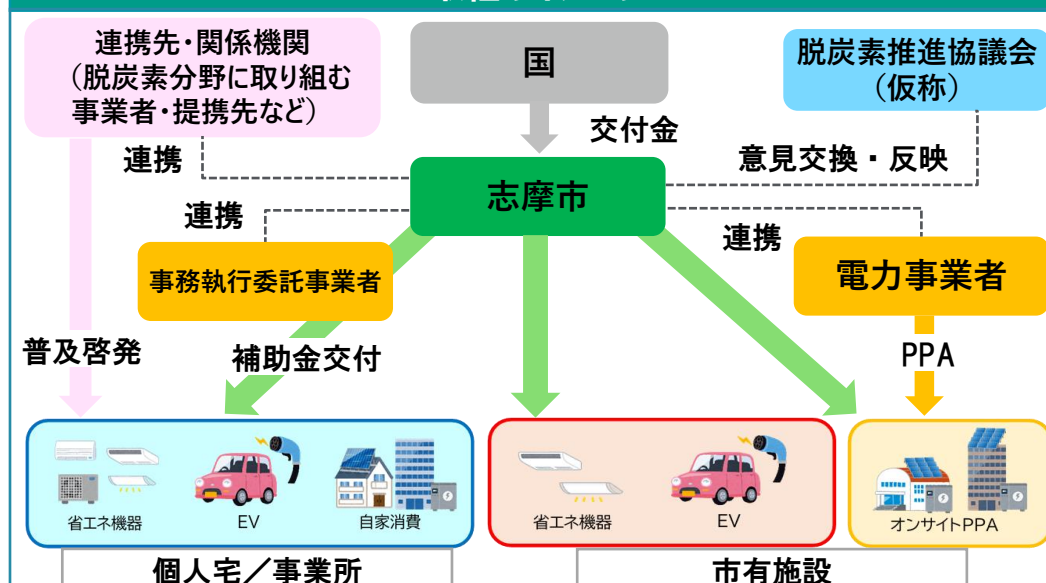
再エネ：140kW 再エネ：0kW

取組	規模	実績 ～R6年度
市庁舎等への太陽光発電設備の導入（PPA等）	・ 5件 ・ 140kW	・ 0件 ・ 0kW
蓄電池の導入	・ 2件 ・ 145kWh	・ 0件 ・ 0kWh
高効率空調設備の導入	・ 2件	・ 2件
高効率照明機器の導入	・ 1件	・ 1件
EVの導入	・ 3台	・ 0台
充放電設備の導入	・ 5台	・ 0台

事業計画の効果・費用

再エネ導入	CO2削減	総事業費	交付金額	計画期間
964kW	15,997 t-CO2	12.8億円	2.9億円	令和5年度 ～ 令和9年度

取組のイメージ



4.地域脱炭素化に向けた環境省の支援策

(1) 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域づくり

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和8年度要求額 70,118百万円（38,521百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとするため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと（「地域脱炭素2.0」）等を目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

<地域脱炭素1.0>

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

<地域脱炭素2.0>

- ④高度化・展開促進事業【新規】
脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

(2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

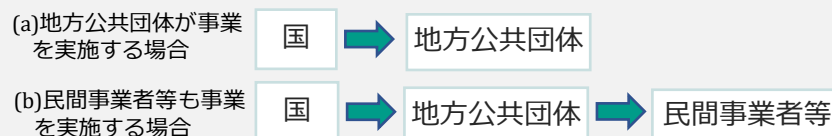
- 事業形態 (1) 交付金 (2) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) 地方公共団体等 (2) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和15年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) 交付スキーム>



お問合せ先：環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

1. 高度化事業

- 脱炭素先行地域等での取組も踏まえつつ、地域における脱炭素を更に深化・拡大していくため、**先進的なモデルを構築**していくことが必要。
- このため、地方公共団体の主導の下、民生部門だけでなく、**産業部門・運輸部門への対策**（新技術の導入を含めた産業・投資を呼び込む地域の再エネ等の脱炭素インフラ整備等）**を含め**、自営線・系統マイクログリッドの構築など**面的な電力・熱の脱炭素化に係る高度なエリアマネジメント**のモデルを作りたい。
- この際、地域課題との同時解決を求め、産業振興等の観点から、雇用創出など、**地方創生に資する計画**であることを要件とする予定。

<事業の例>

① 民生・運輸部門における高度なEMSでの需給調整等

② 産業団地におけるマイクログリッド構築などエリアマネジメントの実施

2. 展開促進事業

- 地方公共団体の主導の下、地域金融機関を通じた地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成など地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組みに対し支援する。

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度要求額 2,000百万円（新規）】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- ②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態

- (1)①(2)① 間接補助事業（定率、上限設定あり）
- (1)②③(2)②(3) 委託事業

■補助・委託

- (1)① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2)① 地方公共団体
- (1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等

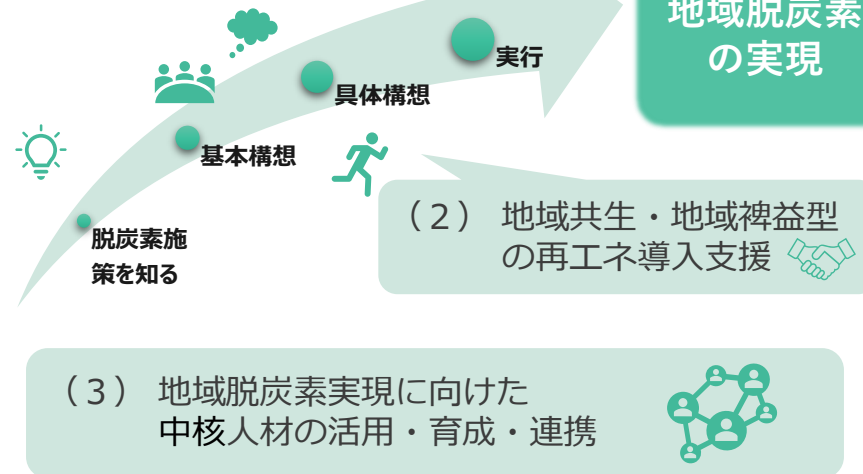
■実施期間

令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



お問合せ先： (1) (2) 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109
(3) 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

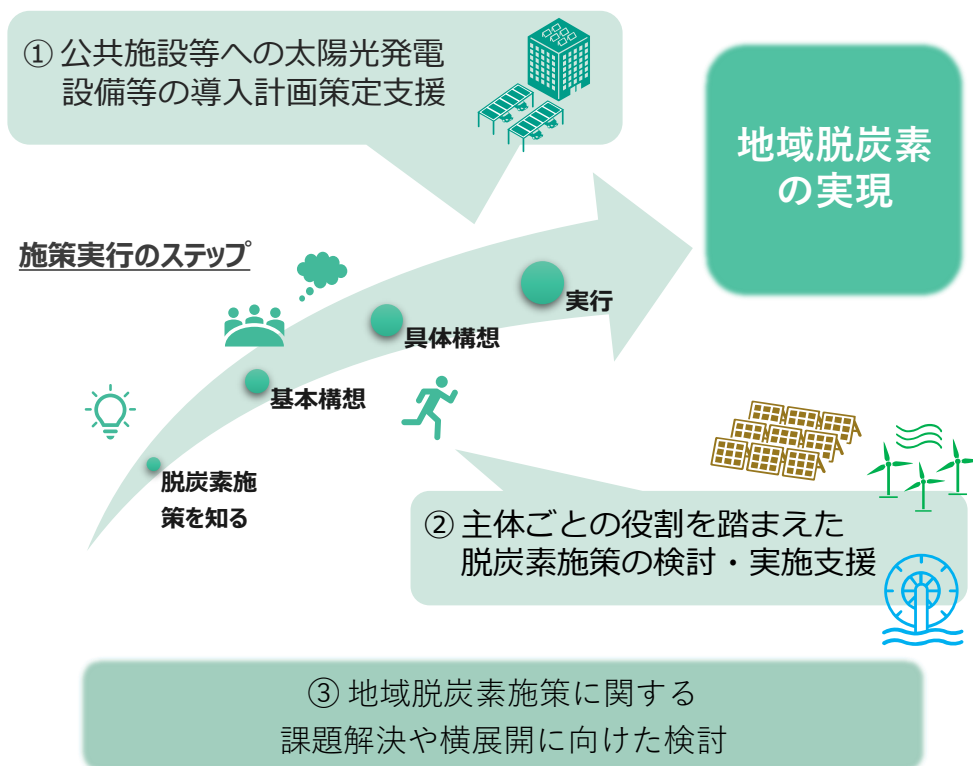
③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 1 / 2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業
- 補助・委託 ① 民間事業者・団体等 (ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

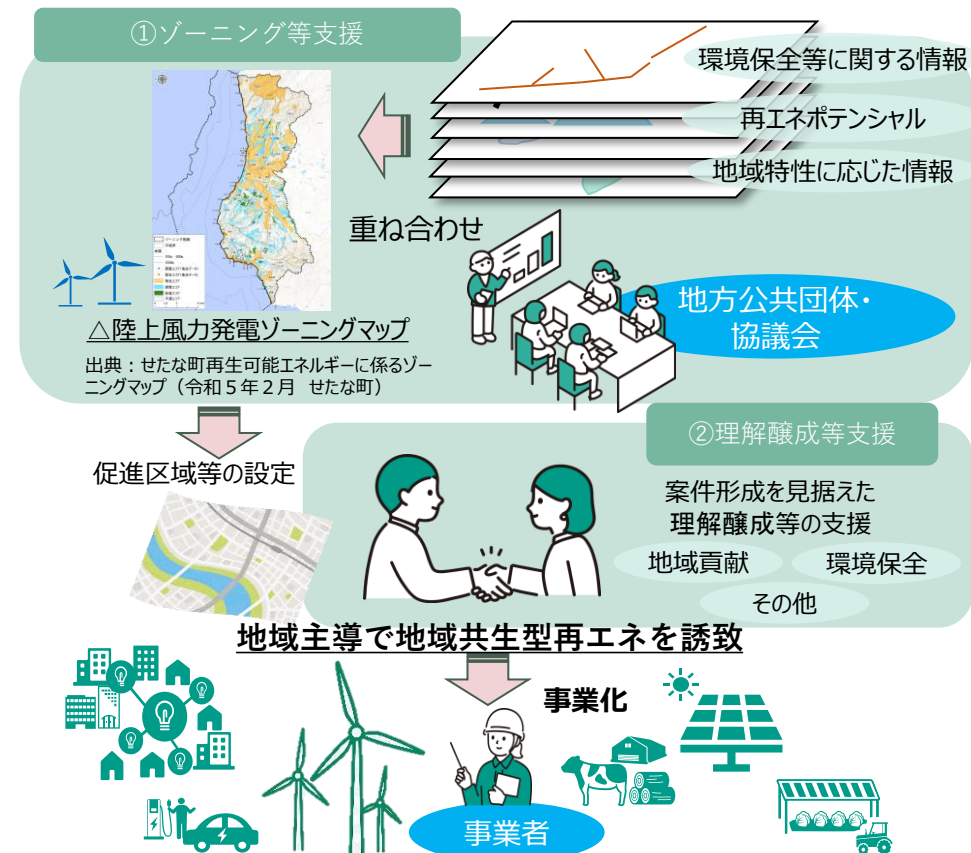
②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 3 / 4 （上限2,500万円） ② 委託事業
- 補助・委託 ① 地方公共団体 ② 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

②地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワークリング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

3. 事業スキーム

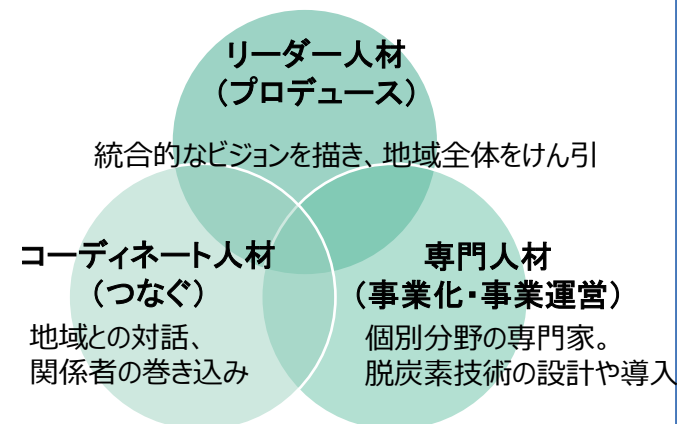
- 事業形態 委託事業
- 委託 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4.

事業イメージ

育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）



【令和8年度要求額 5,000百万円（2,000百万円）】 環境省

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

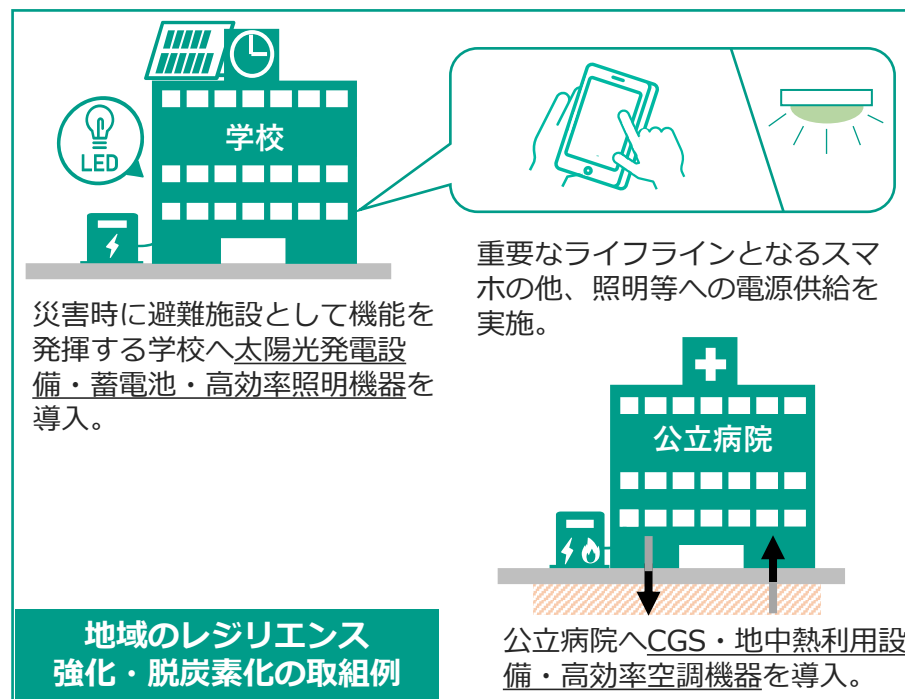
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- 補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間 令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等

- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



お問合せ先 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
（浄化槽について）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和8年度要求額 12,866百万円 (3,450百万円)】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

2. 事業内容

(1) ストレージパリティ*の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

* 太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

(3) 離島の脱炭素化推進事業

(4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

(5) 新手法による電力融通モデル創出事業

(6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

3. 事業スキーム

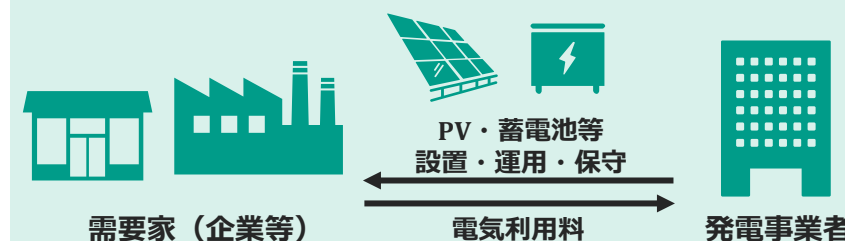
■ 事業形態 間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業の

うち、(1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ*の達成を目指す。

*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

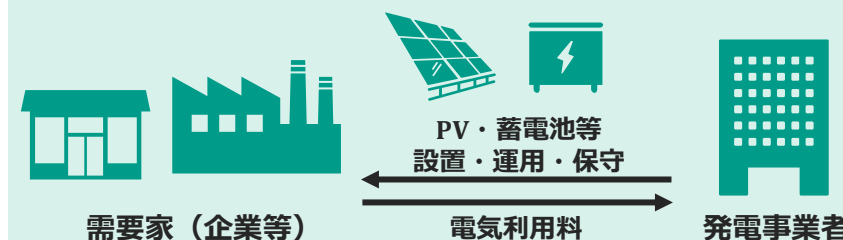
- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
②委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで
購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業の

うち、(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省 連携事業）（1/2）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額 8 万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

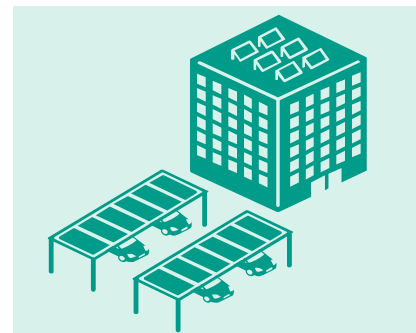
3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

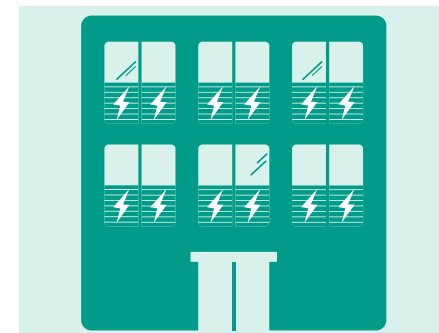
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ①～③令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



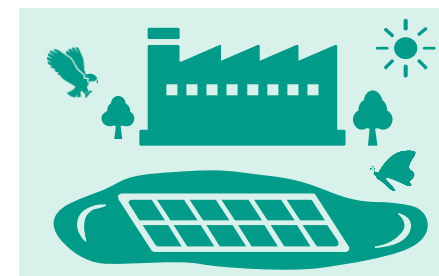
駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

2. 事業内容

④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電 (太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件 (※) を満たす場合に設備導入支援等を行う。

※コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入: 1/3、1/2、2/3)
⑥ 委託事業

■ 委託先及び補助対象 地方公共団体 (※)・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ

■ 実施期間 ④～⑥令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

再エネ熱等の地域資源の例



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業の

うち、(3) 離島の脱炭素化推進事業



離島での再エネ設備等の群単位での実装により、離島の脱炭素化を図ります。

1. 事業目的

離島での再エネ率を向上させるため、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する技術の実装を支援することで、離島の脱炭素化を促進する。

2. 事業内容

離島は、電力供給量に占める再エネの割合が低い。電力供給量に占める再エネの割合を高めるためには、調整力も同時に強化していく必要があるが、そのためには、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

本事業では、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めCO2削減を図る以下の取組に対して支援を行う。

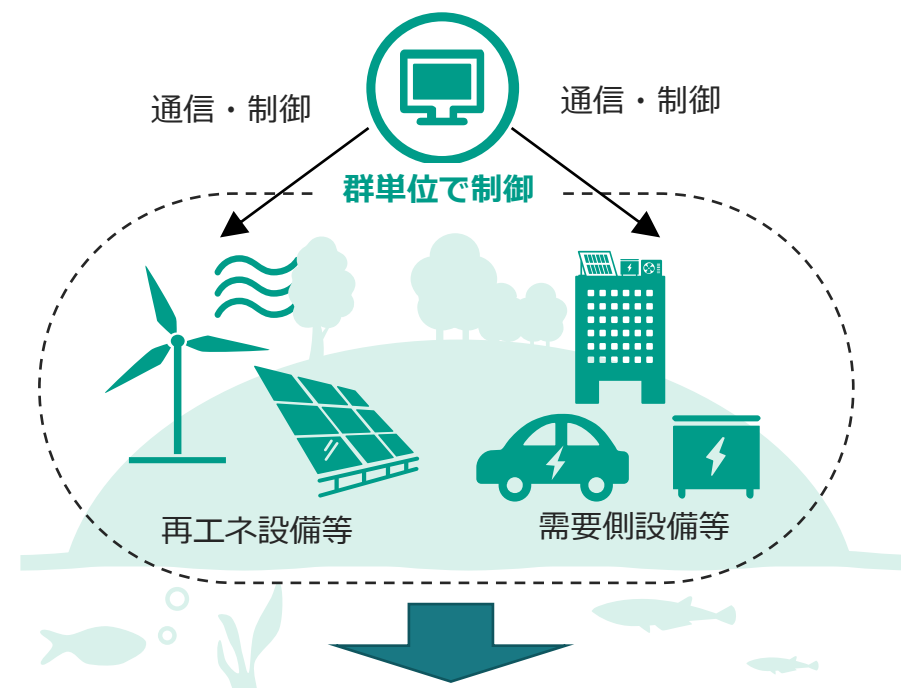
- ① **計画策定** : バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する計画策定
- ② **設備等導入** : 再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた取組

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

EMS（遠隔にて群単位で管理・制御）



離島全体での調整力の強化による、
再エネ自給率の向上、脱炭素化

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、(4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業



浮体式洋上風力を用いたエネルギー地産地消のビジネスモデルを構築して、その普及を目指します。

1. 事業目的

離島をはじめとした浮体式洋上風力によりエネルギーの地産地消を目指す地域において、その導入に向けた計画策定支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成と社会実装を促進することにより、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及を目指す。

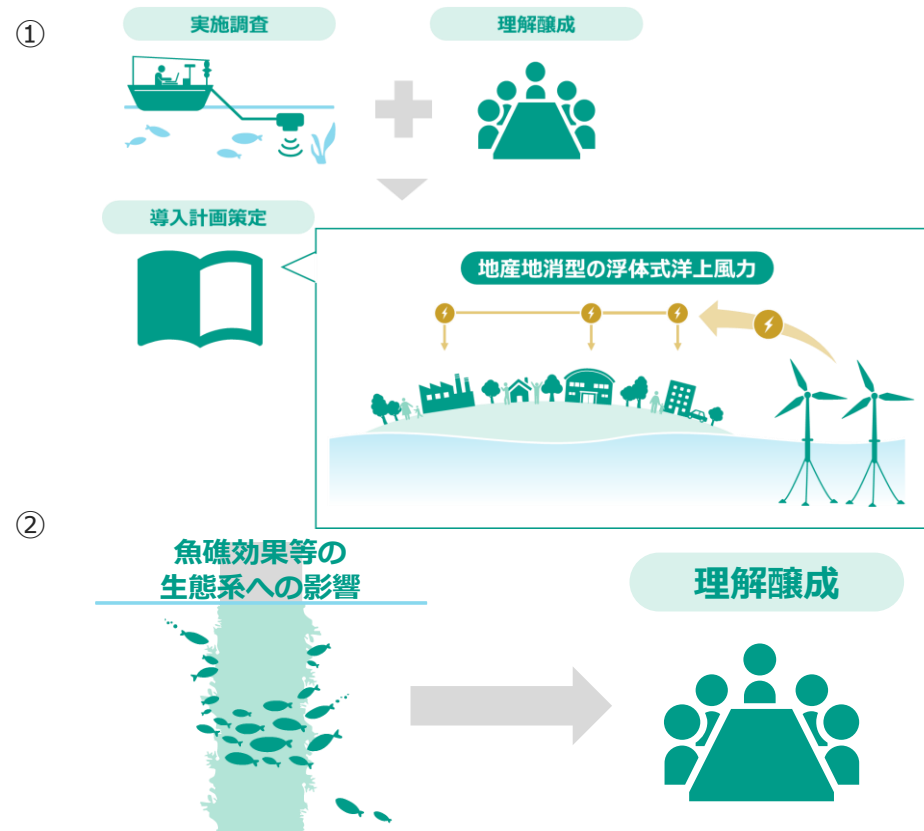
2. 事業内容

- ① **エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業（補助率1/2）**
エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。
- ② **漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業（委託）**
浮体式洋上風力の導入において一つの課題となっている地元住民（漁業関係者等）の理解醸成に資する、海洋生態系への影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①補助事業（1/2） ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体・民間事業者・団体等
- 実施期間 ①令和8年度～令和10年度 ②令和7年度～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室

電話：0570-028-341
電話：03-5521-8150

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、(5) 新手法による電力融通モデル創出事業



TPO（第三者保有）モデルによる建物間・地域内での電力融通モデルの創出を支援します。

1. 事業目的

TPO（第三者保有）モデルを活用した電力融通モデルの創出・普及促進を支援することで、建物間・地域内での脱炭素化を図る。

2. 事業内容

TPO（Third Party Ownership/第三者保有）モデルとは、需要家以外の第三者が設備を保有することをいい、このモデルを活用した複数の建物間・地域内での電力融通モデルが構築されることで、需要家は初期費用ゼロで設備を導入することが可能となる他、包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで電力の有効活用が推進され、総合的な脱炭素化の加速化が期待できる。

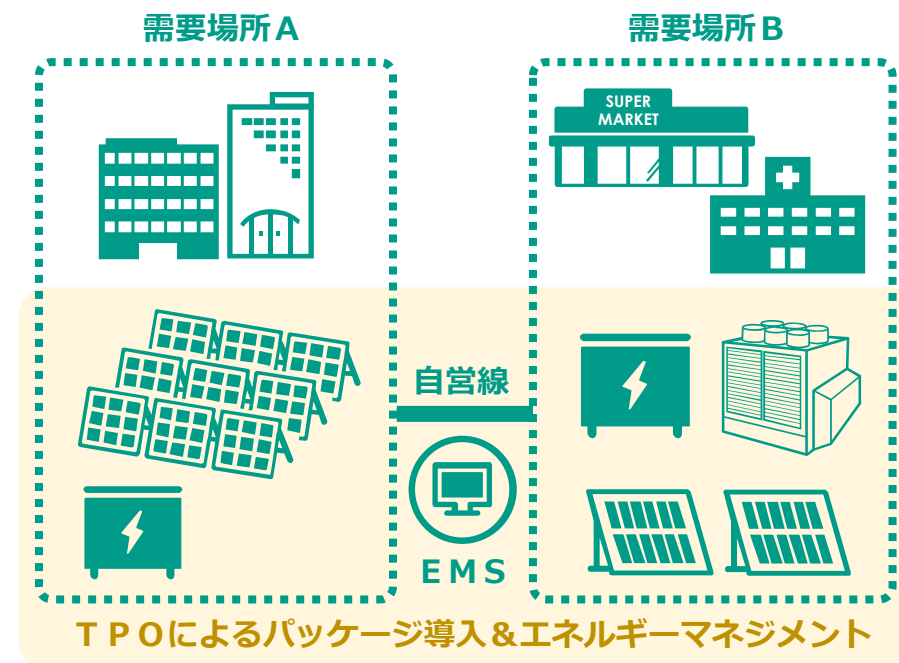
本事業では、TPOモデルを活用した以下の取組に対して支援を行う。

- ① **計画策定**：省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定
- ② **設備等導入**：複数の建物間で電力融通を行い、再エネ発電設備や自営線、EMS等の導入により、平時での省CO2と災害時の避難拠点を両立させる取組

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業の

うち、(6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・地域共生加速化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新設・既設・コンテナ型のデータセンターに対する再エネ設備等を支援することにより、データセンターの脱炭素化を図る。

2. 事業内容

デジタル化の進行により電力消費量の激増が予見される中、データセンターについて徹底した省エネと再エネの最大限活用が求められる。

① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンターの脱炭素化を推進するため、以下の取組に対して支援を行う。

- (a) 新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入
- (b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修
- (c) 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入

② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

3. 事業スキーム

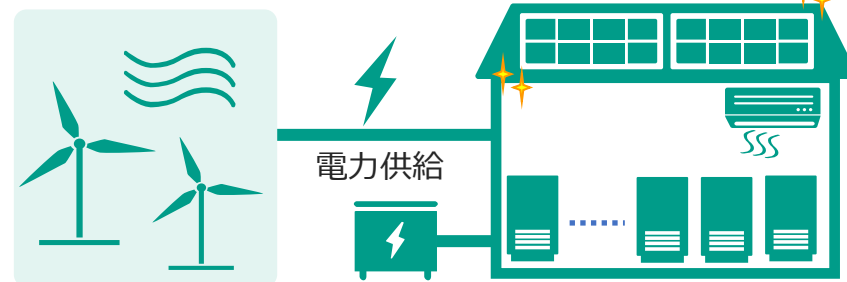
■事業形態 ①間接補助事業（1/3） ②委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

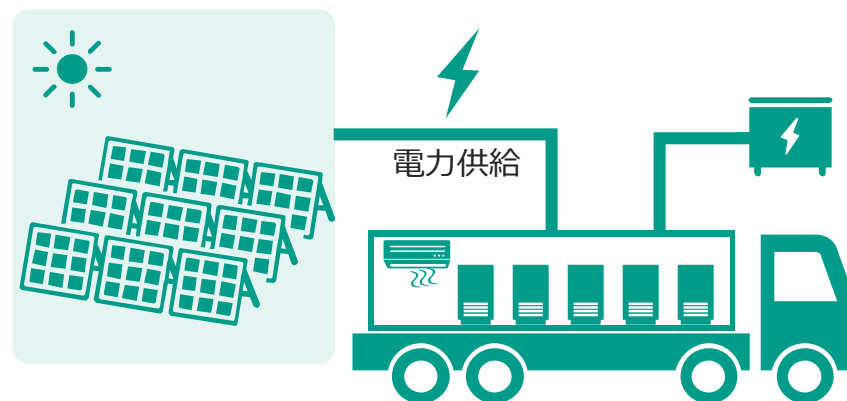
■実施期間 ①②令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

(a)新設 (b)改修



(c)コンテナ



地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）



【令和8年度要求額 3,717百万円（3,774百万円）】

水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素利活用機器の社会実装や水素の需要創出を加速することで、エネルギーの脱炭素化とレジリエンス向上を実現する水素社会の構築を推進する。

2. 事業内容

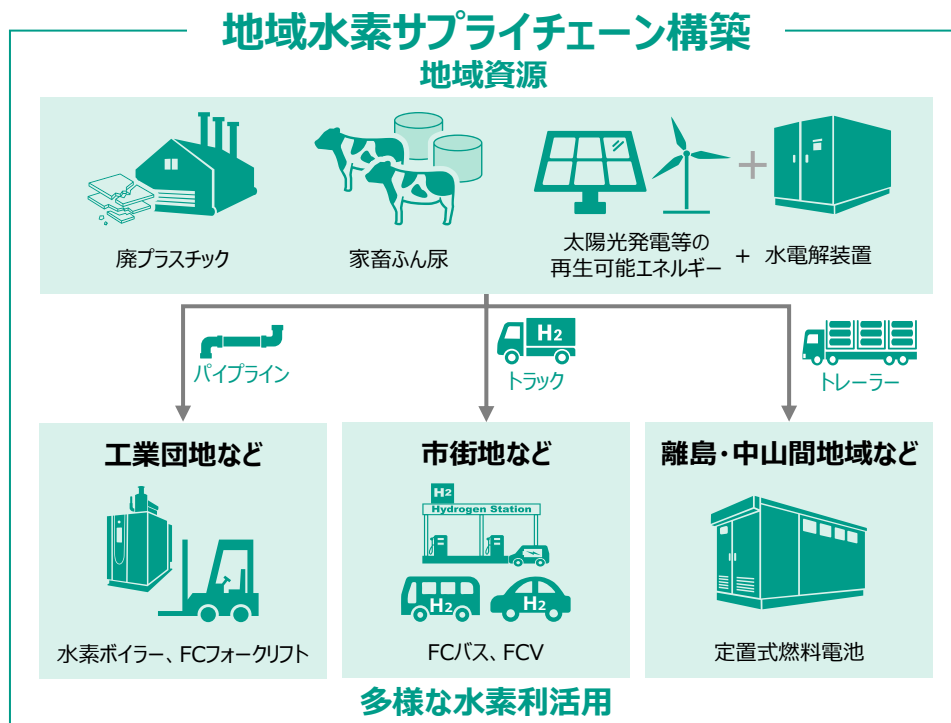
水素社会の実現に向けて、地域における再エネ等由来水素の利活用促進や水素の需要創出等を行う。

- ① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築する実証事業を行うとともに、事業内で導入する水素利活用機器に対する導入支援を行う。
- ② 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ③ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。
- ④ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : ①④委託事業・①②③補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先・補助対象 : 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 : ①令和7～11年度、②令和7～11年度、③令和7～8年度、④令和7～11年度

4. 事業イメージ



水素社会の実現へ

お問合せ先 : ①、②、④ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
③ 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話: 0570-028-341
電話: 03-5521-8301

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

(経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 5,000百万円（5,020百万円）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>

- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

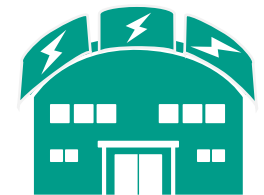
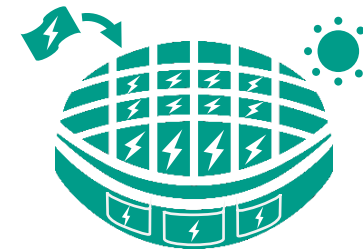
3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）

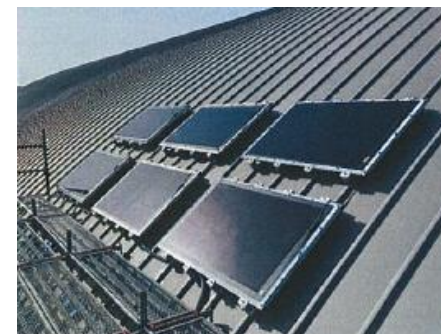
■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

(2) 脱炭素で快適な暮らし・ライフスタイルの実現



【令和8年度要求額 9,000百万円（新規）】 環境省

戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

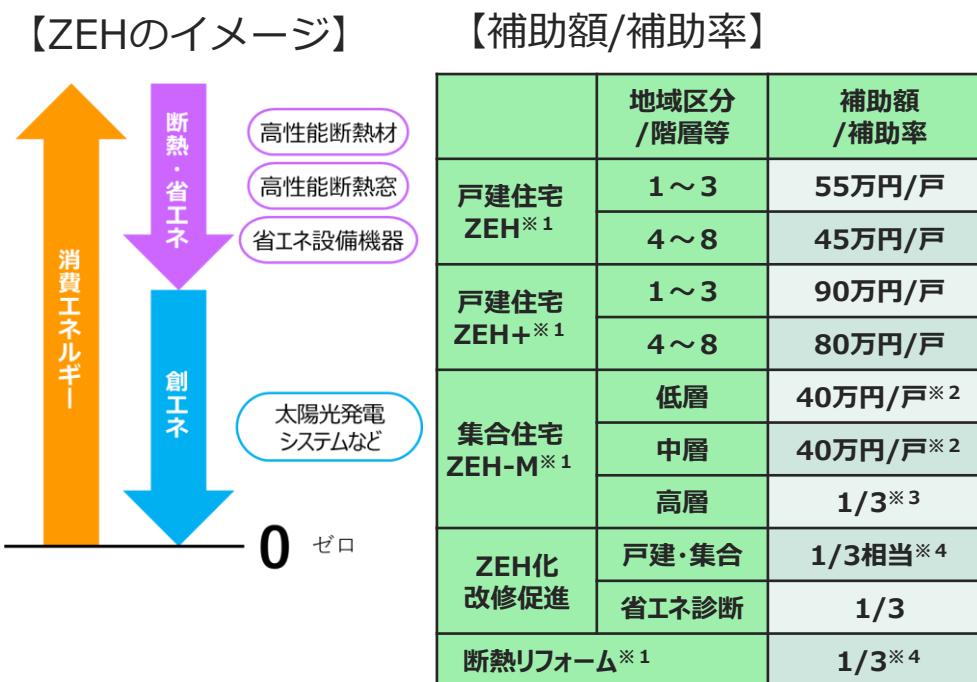
- (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業
 - ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
 - ②新築集合住宅のZEH-M化等支援
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
 - ③既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助
- (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業
既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助
- (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業
省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅
 ※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅
 ※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先 (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



※1 追加設備等に対する補助あり
 ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
 ※3 過去に採択された案件の継続分に限る
 ※4 補助上限あり



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

- ① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
 - 1) ZEH、ZEH+への定額補助
ZEH：(1～3地域) 55万円/戸、(4～8地域) 45万円/戸
ZEH+：(1～3地域) 90万円/戸、(4～8地域) 80万円/戸
 - 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助
- ② 新築集合住宅のZEH-M化等支援
 - 1) 低層ZEH-M（3層以下）、中層ZEH-M（4、5層）への定額補助：40万円/戸※1
 - 2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）
 - 3) 上記に加え、蓄電システム※2、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助
※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸
※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり
- ③ 既存住宅のZEH化改修促進支援
 - 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）
 - 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅取得者等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

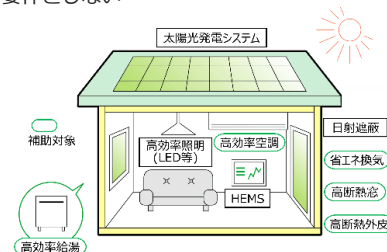
4. 補助対象の例

【住宅の省エネ性能】

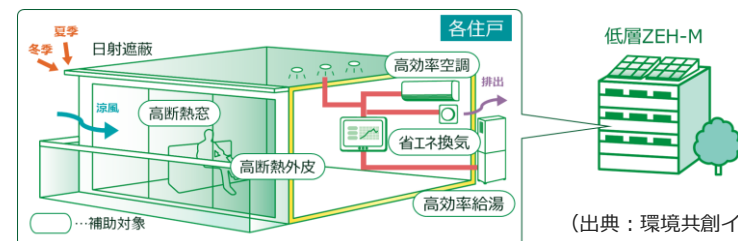
	戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
	ZEH+※3	ZEH	低層	中層	高層
外皮基準	断熱等性能等級6		断熱等性能等級5		
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上	20%以上		
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上

- ※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす
 ※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上
 ※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



(出典：環境共創イニシアチブ)



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して1/3補助を実施

① トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

② 居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修

いずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

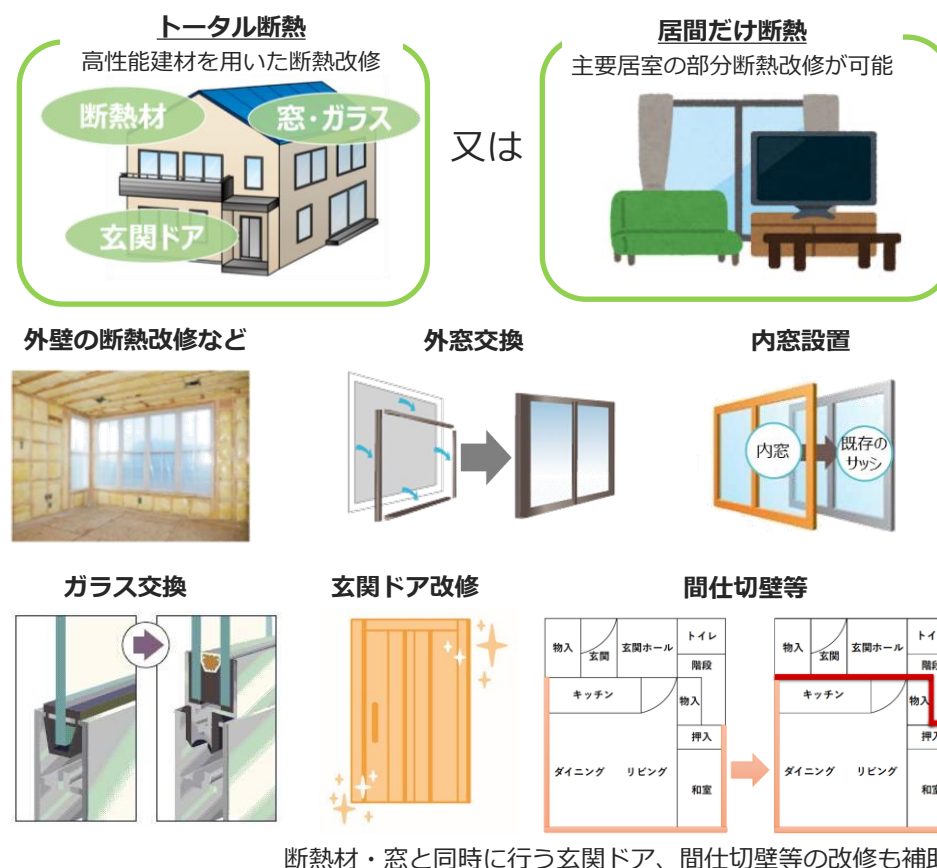
【補助上限額】

- ・ 既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・ 既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅所有者等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例





【令和8年度要求額 6,000百万円（1,200百万円）】

（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理を行うこと 等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。
※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2以内 等

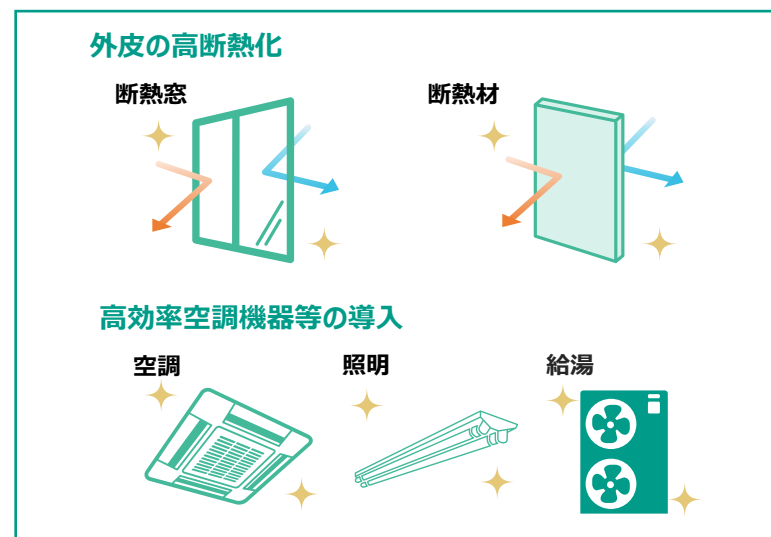
（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



【令和8年度要求額 12,463百万円（3,820百万円）】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

（5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

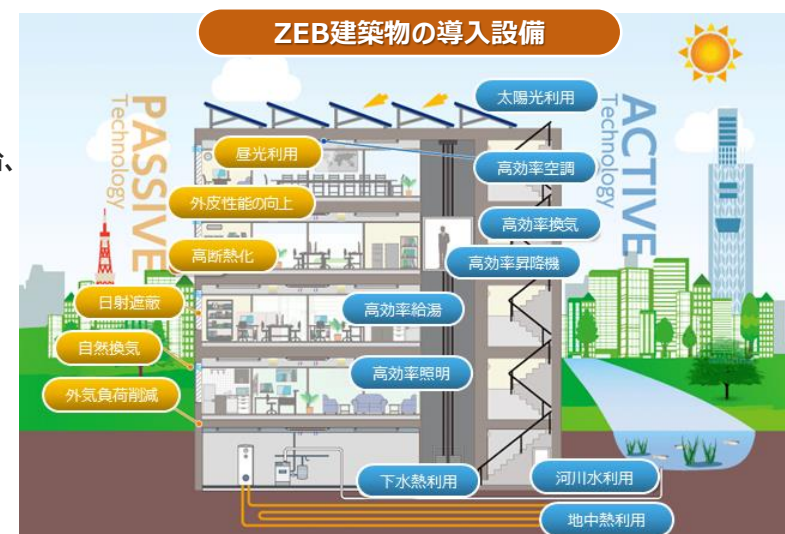
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及





業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆補助要件: ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

- ◆優先採択: 以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

- ◆採択時優遇: 建材一体型太陽電池を導入する事業等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

- ◆補助要件: ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3～1/6 (延べ面積に応じて上限3～5億円)

③1/2 (上限100万円))

- 補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外 ※1	事務所等 ※2	事務所等以外	事務所等
2,000㎡未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000㎡以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象)

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

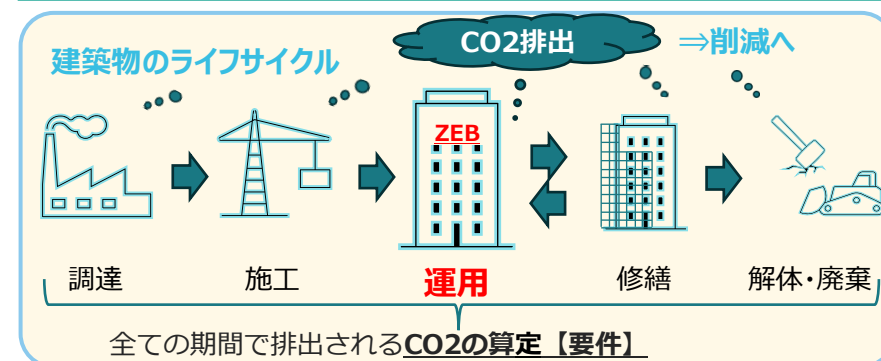
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率（%）	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。

※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

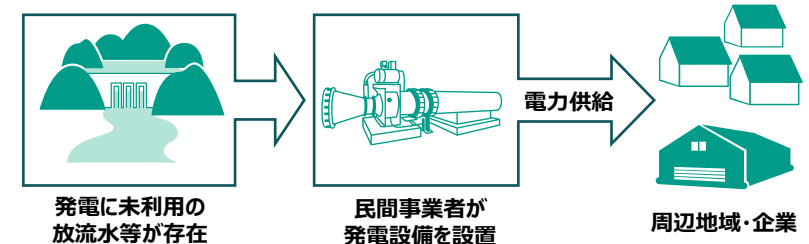
- | | |
|-------------|------------------|
| ■ 事業形態 | ①②間接補助事業 ③委託事業 |
| ■ 補助対象及び委託先 | 地方公共団体、民間事業者、団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和6年度～令和10年度 |

4. 事業イメージ

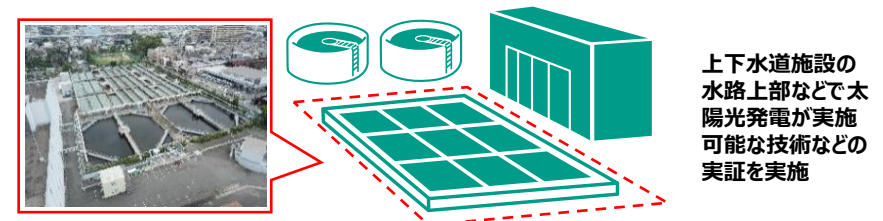
①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業





循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済（CE）と炭素中立（CN）の同時達成を目指す。

2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

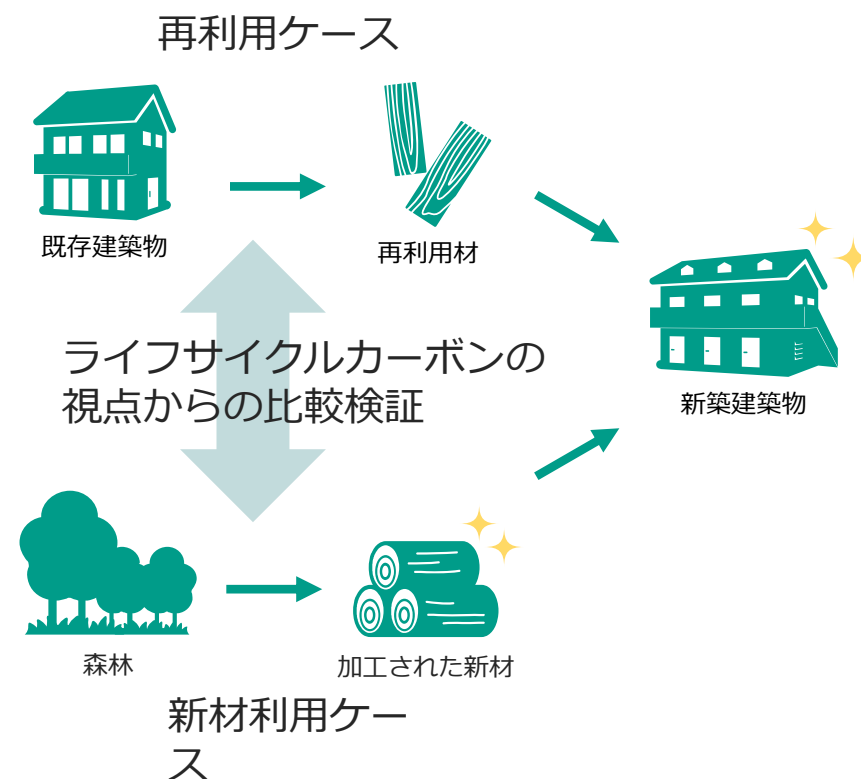
- ・建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- ・新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- ・木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- ・効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- ・普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）：ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ





① 業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

2. 民間建築物等における省CO2 改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）

3. テナントビルの省CO2 改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）

4. 空き家等における省CO2 改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

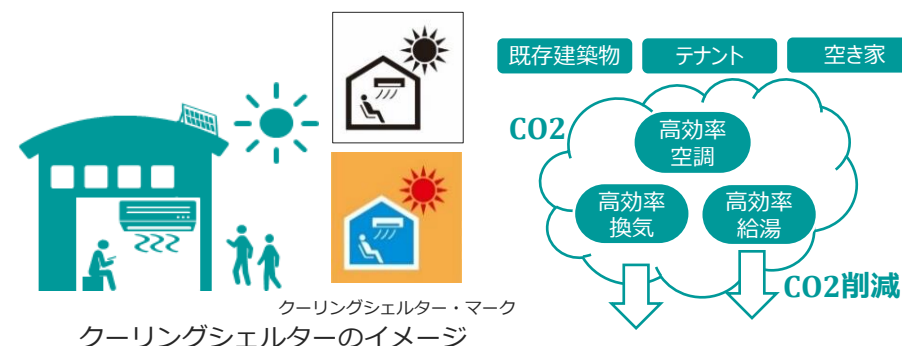
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

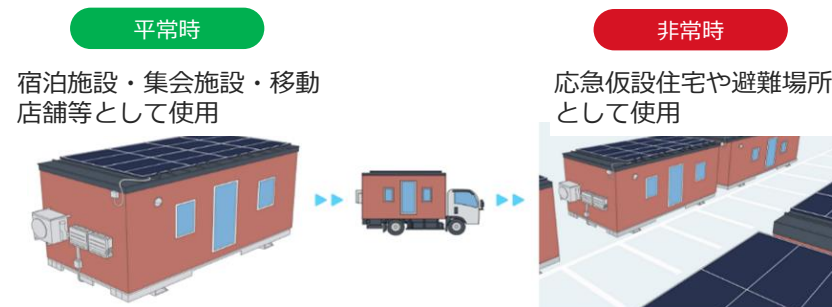
- 事業形態 間接補助事業
- 委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ





営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆補助対象設備：

省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

◆補助要件：

倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること等

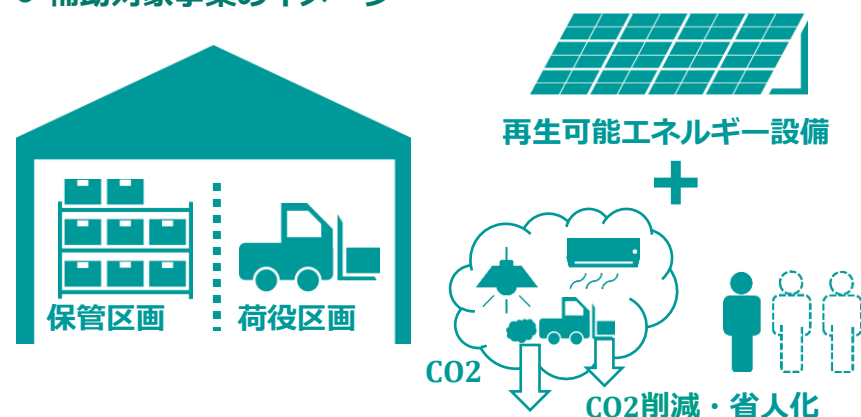
- ① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）
- ② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2）（上限1億円）
- 委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

●補助対象事業のイメージ



●省CO2化・省人化機器等の例



(3) 企業・バリューチェーンの脱炭素経営の推進

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度要求額 9,786百万円（2,786百万円）】

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図る。

2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

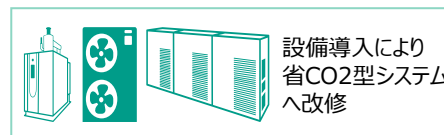
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業

補助事業の実施



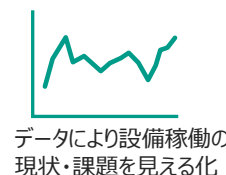
設備導入により
省CO2型システム
へ改修

補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信



② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の
現状・課題を見える化

工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和8年度要求額 3,000百万円（2,000百万円）】

※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

主な要件：

- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
- 代表企業は連携企業と本事業の合意を締結すること
- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること

補助対象： 現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備 等

補助率： 中小企業 1/2
大企業 1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間： 15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

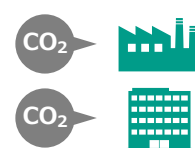
▼ Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠

連携企業（取引先）

代表企業（自社）

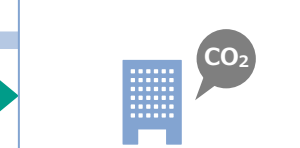
Scope3

取引先の削減範囲



Scope1 / Scope2

自社の削減範囲



働きかけ

取組協力

サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援

連携企業

上流

Scope3



代表企業

自社

Scope1



Scope2



連携企業

下流

Scope3



※○内はScope3のカテゴリーを示す

お問合せ先： 環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

(4) 地域・暮らしを支える物流・交通の脱炭素化の推進



【令和8年度要求額 30,000百万円（令和6年度補正予算額 40,000百万円）】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両
の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象車両
の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両
の例



EVバス



FCVバス

【建設機械】補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3 等

補助対象機械
の例



GX建機

【充電設備】補助率：本体価格の1/2 等

補助対象設備
の例



充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業 (一部 農林水産省、国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 1,415百万円 (1,415百万円)】



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(3) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

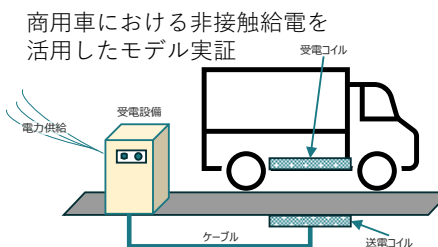
■事業形態 委託(1)～(3)、直接補助事業（補助率：1/2）(1),(2)、間接補助事業（補助率：2/3）(3)

■委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

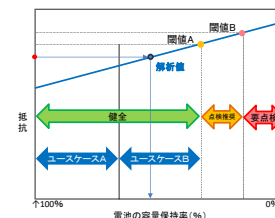
■実施期間 (1)～(2) 令和6年度～令和10年度、(3) 令和7年度～令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業



劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



(3) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築

小型トラクタ 草刈り機



コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 7,000百万円 (7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業 (間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

(2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業 (委託事業)

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

(1) 間接補助事業 補助率：原則 1 / 3

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2) 委託事業

■ 補助・委託対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

■ 実施期間

令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



脱炭素型自然冷媒機器の例



食品製造ラインのフリーザー



中央方式冷凍冷蔵機器



冷凍冷蔵ショーケース

自然
冷媒



省エネ

5. 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）

株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進



○株式会社脱炭素化支援機構は、国の財政投融资からの出資と民間からの出資からなる資本金（令和7年4月現在360億円）を活用して、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融资（リスクマネーの供給）を行う官民ファンド。

組織の概要

【設立年月日】2022年10月28日

【代表者】代表取締役社長 田吉 禎彦

【出資金】360億円

○民間株主（84社、109.5億円）：

- ・金融機関：日本政策投資銀行、3メガ銀、地方銀行など57機関
- ・事業会社：エネルギー、鉄鋼、化学など27社

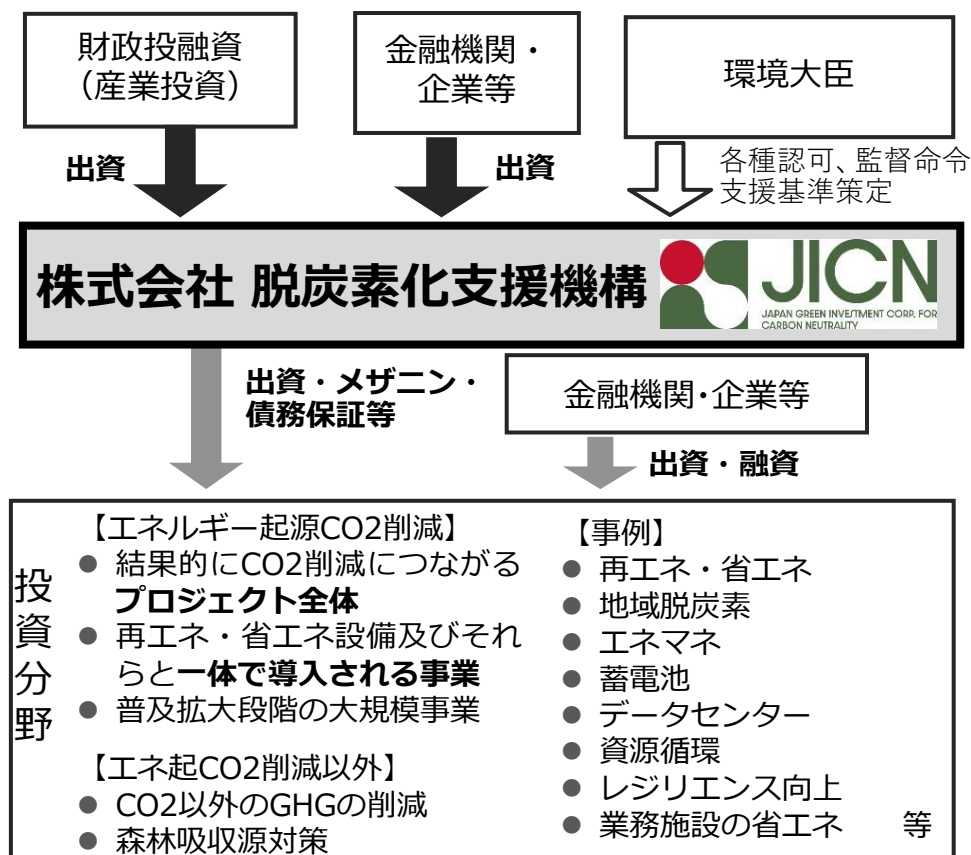
○国（財政投融资等、250.5億円）

- ・R7：最大600億円（産業投資と政府保証の合計）

支援対象・資金供給手法

○再エネ・蓄エネ・省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域を対象。

○出資、メザニンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証等を実施。



脱炭素に必要な資金の流れを太く・早くし、地方創生や人材育成など価値創造に貢献

株式会社脱炭素化支援機構 支援基準の概要 令和4年10月28日制定



- 支援基準とは、株式会社脱炭素化支援機構が、支援決定（支援対象事業者及び支援内容の決定）に当たって従うべき基準。
- 地球温暖化対策推進法第36条の24に基づき、経済産業大臣と事業所管大臣への協議を経たうえで、環境大臣が告示形式で制定。

支援基準の主な内容

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

（1）政策的意義

- ・温室効果ガスの削減効果が高いこと
- ・経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること

（2）民間事業者等のイニシアチブ

- ・脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること
- ・民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること

（3）収益性の確保

- ・対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること
- ・機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること

（4）地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保

- ・地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること
- ・地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること

2 対象事業活動全般について機構が従うべき事項

（1）運営全般

- ・積極的に案件を発掘し、対象事業活動に対し、効果的な支援を行うこと

等

- ・脱炭素ビジネスへのリスクマネーの供給を先導すること

（2）投資規律の確保

- ・運用の透明性を確保すること

（3）機構の長期収益性の確保

- ・事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること

（4）民間ステークホルダーとの連携

- ・機構の中立性を確保すると同時に、民間出資者等とともに、オールジャパンで脱炭素社会の実現に取り組む機運の醸成に継続的に努めること

（5）その他

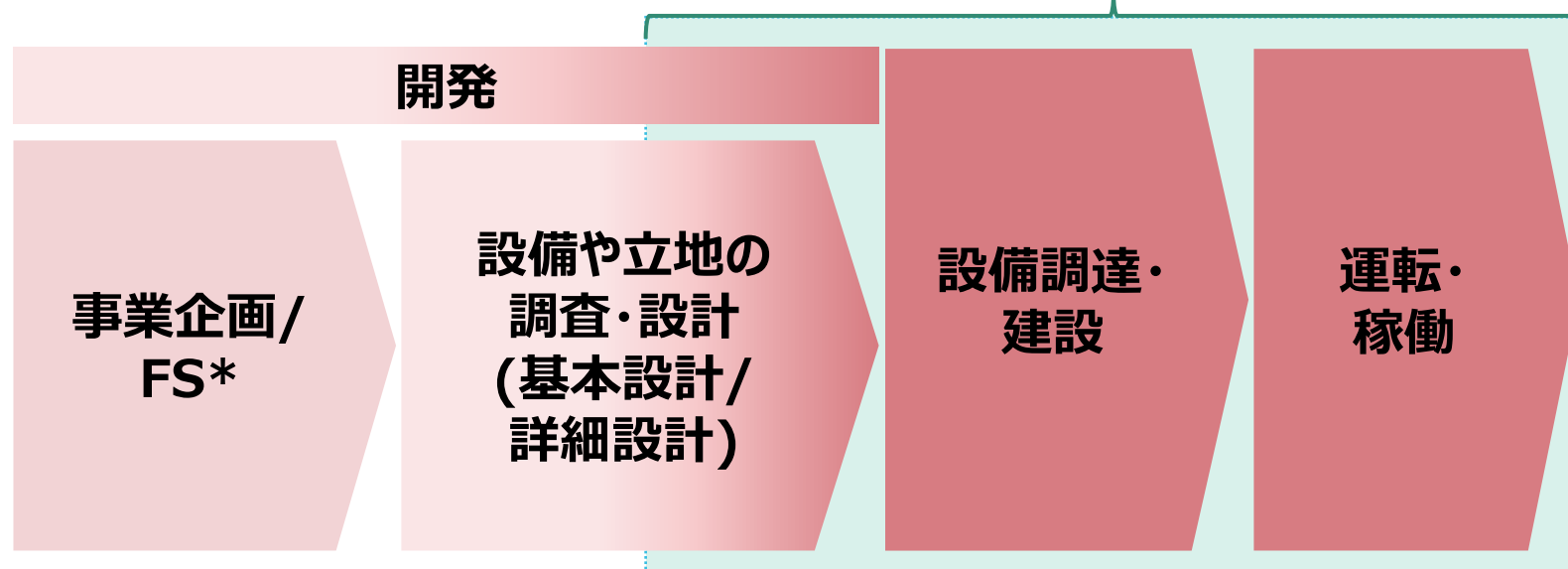
- ・行政機関等の関係者と相互に連携を図り、相乗効果発揮による効率的な支援を行うこと

脱炭素化支援機構の支援対象となる事業段階・資金使途

- 脱炭素化支援機構の支援対象となる事業段階・資金使途としては、主として、**いわゆる開発段階の後期以降を想定**しています。
- 脱炭素に資するベンチャーへの支援等その他投資対象への支援も可能です。

●プロジェクトへのファイナンス

主たる支援対象範囲



*FS : Feasibility Study(プロジェクトの実現可能性と採算性を事前に検証すること)

※新規開発だけではなく、既存設備・施設の脱炭素化型へのリノベーション・転換も対象になり得ます。

※リファイナンス(事業等の継続を前提に行う借入金の組み換え・借り換え等)のための資金需要についても、対象になり得ます。

●ベンチャー企業等へのコーポレートファイナンスの場合

ベンチャーへの出資等脱炭素に資するその他投資対象への支援も可能です

※上記に加えて、他のファンドを通して間接的な形態で本機構の投資先のファンドから支援を行う形態も可能です。

【参考】JICNの支援対象領域分類表

- 脱炭素化支援機構は、従来グリーンファイナンス推進機構が対象としていた事業領域に加えて、脱炭素に資する幅広い事業領域に対して支援を行ってまいります。
- 支援対象領域は以下の例示のとおりです。

エネルギー 転換部門	燃料	水素／アンモニア／メタン／SAF／e-fuel ブラックペレット	サービス／運用／データ	運輸・モビリティ	EV／鉄道／MaaS／空港・港湾整備 物流効率化／コールドチェーン構築
	発電（再エネ）	太陽光／風力／バイオマス／地熱／水力 廃棄物		エネルギー・マネジメント	省エネ／蓄電／ERAB／DR／VPP／DER HEMS／BEMS／FEMS／CEMS
	発電（再エネ以外）	トランジション／エナジーハーベスト		データ・DX	AI／デジタルツイン／行動変容推奨 GHG排出量算定・可視化
	蓄エネ・熱利用	蓄電池／CAES／地中熱／未利用熱利用 熱利用		金融・保険	脱炭素関連フィンテックサービス
	送配電	スマートグリッド／慣性力確保／HVDC		排出権・クレジット	クレジット取引／認証・検証
ものづくり／産業	素材・原材料	新素材／バイオ素材／省エネ建材	上記以外	リユース・リサイクル アップサイクル	PV・バッテリー等のリサイクル／食品ロス対策 ボトルtoボトル／サステナブルファッション
	産業プロセス	製鉄／化学／セメント／製紙／ガラス		レジリエンス向上	水ストレス対応／Eco-DRR／オフグリッド マイクログリッド
	機器・デバイス製造	再エネ・省エネ・蓄エネ機器製造／IoTデバイス ノンフロン機器／ノンフロンデバイス		吸収源対策	森林／海洋（ブルーカーボン） 農地（土壌改良）
	建物・施設	ZEB・ZEH／業務施設の省エネ		炭素回収・利用・貯蓄	CCS／BECCS／CCU／DAC
	農林水産業	スーパー植物／垂直農法／森林整備／養殖 オルタナティブフード		その他	-
				ファンド	-

脱炭素化支援機構（JICN） 支援決定の事例

- 株式会社脱炭素化支援機構は、39件の支援決定案件を公表（令和7年7月末現在）。

支援決定の事例

わいた第2地熱発電株式会社 （熊本県小国町における地熱発電事業）

<概要>

熊本県小国町で、新たに地熱発電事業を行うSPCを設立し、
発電規模4,995kWの地熱発電所を建設する事業。

※既に隣地にて地熱発電所1号機（1,995kW）が安定的に稼働中、
本件は第2号機

支援形態：プロジェクト支援

出資形態：劣後ローン



隣地にて稼働中の地熱発電所1号機

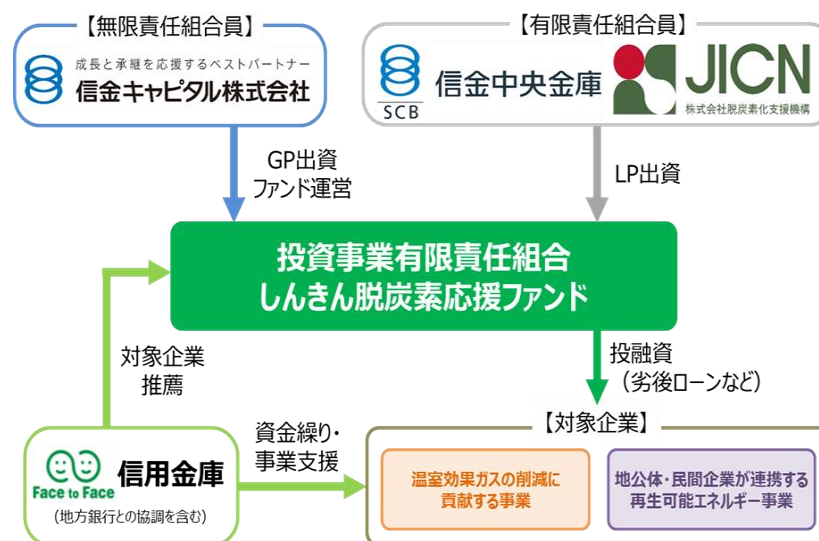
投資事業有限責任組合しんきん脱炭素応援ファンド

<概要>

信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社と連携し、信用金庫が
出資・融資等に関与する脱炭素化に資する事業を支援対象とした
ファンドを組成。

支援形態：ファンド

出資形態：LP出資



信用金庫業界の広範なネットワークを活かし、地域の脱炭素化に
資する事業を支援

ご清聴、ありがとうございました



【お問合せ先】
環境省 中部地方環境事務所
地域脱炭素創生室
CN-CHUBU@env.go.jp
052-385-4248